

令和七年山形県議会九月定例会予算特別委員会会議録

令和七年九月三十日（火曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十名）

石川	涉	委員
佐藤	寿	委員
齋藤	一郎	委員
橋本	子愛	委員
松井	志平	委員
石川	学織	委員
阿部	慶徹	委員
鈴木	子み	委員
伊藤	成嗣	委員
石関	一夫	委員
江口	胤明	委員
阿梅	照典	委員
高橋	昭子	委員
佐藤	淳	委員
遠相	栄明	委員
遠菊	洋	委員
今高	洋	委員
青木	一人	委員
梶原	美修	委員
五能	也武介	委員
柴登	三和	委員
渋田	三郎	委員
矢間	治	委員
小吉	正人	委員
吉高	現	委員
木加	成	委員
森森	人	委員
奥伊	現	委員
船欠	現	委員
席委員（一名）		
森田	廣	委員

説明のため出席した者

知事

吉村 美栄子 君

副知事	高 橋 徹 君
副知事	折 原 英 人 君
企業管理者	松 澤 勝 志 君
病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	小 中 章 雄 君
みらい企画創造部長	會 田 淳 士 君
防災くらし安心部長	庄 司 雅 人 君
環境エネルギー部長	沖 本 佳 祐 君
しあわせ子育て応援部長	齋 藤 恵美子 君
健康福祉部長	酒 井 雅 彦 君
産業労働部長	奥 山 敦 君
観光文化スポーツ部長	黒 田 あゆ美 君
農林水産部長	高 橋 和 博 君
県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	柴 崎 渉 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会事務局長	工 藤 明 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十時 零分 開 会

○能登委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

会議録署名委員は

佐 藤 正 脕	委 員
高 橋 淳	委 員

のお二人にお願いいたします。

本委員会では、県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

発言の順序は私から指名いたします。

この場合、申し上げます。阿部恭平委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

阿部恭平委員。

○阿部（恭）委員 おはようございます。自由民主党の阿部恭平です。このたび質問の機会をいただきましたことに感謝申し上げ、早速質問に入らせていただきます。

まず、関係人口の拡大について二点お伺いいたします。

関係人口の拡大の取組と方向性についてあります。

本県人口が百万人を切りました。県では、今年度新たに「やまがた未来共創会議」を設置し、人口減少の中にあっても決して後ろ向きにならず、明るい山形県の未来を築いていけるよう、様々な取組の検討を進めているところと承知しております。

関係人口の拡大や深化を進めることによって、滞在人口や定住人口の増加へつなげることも重要であり、同時に、山形県の発展や地域活性、活力の維持にもつながることであります。

国としては、今年六月に閣議決定された「地方創生二・〇基本構想」において、今後十年間で関係人口を実人数一千万人、延べ人数一億人創出すると目標を定めました。国土交通省の調査では、現在、関係人口は推計全国約二千二百六十三万人いると言われております。（画像を示す）

国は、来年度中にふるさと住民登録制度の開始を目指していることや、二地域居住などの関係人口施策への支援として、今年度から特別交付税措置の対象にするなど、東京一極集中のは正、すなわち多極分散に重きを置いていることが分かります。

本県もより一層、関係人口の拡大や深化に取り組むべきと考えますが、取組や方向性についてお聞きします。

関係人口は、大きく二つに分けられます。訪問系と非訪問系あります。訪問系は、日常生活圏、通勤圏、業務上の支社・営業所訪問等以外に定期的・継続的に関わりがある地域があり、かつ訪問している人・地縁血縁的な訪問者を除く、とされております。非訪問系は、ふるさと納税、クラウドファンディング、地場産品等購入、特定の地域の仕事の請負、情報発信、オンライン活用等とされております。

また、訪問系はさらに地域における過ごし方に応じて五つに分類されております。直接寄与型、就労型・現地就労、就労型・テレワーク、参加・交流型、趣味・消費型の五つであります。

県の限られた財源や人材によって、滞在人口や定住人口の増加、関係人口の拡大や深化による本県の発展につなげるためには、関係人口に関する目標や計画、方向性が必要ではないでしょうか。関係人口において、例えば二地域居住は分かりやすい事例と思いますが、本県では、いまだに二地域居住に関する広域活性化計画は策定されていないものと認識しております。

県の二地域居住に関する広域活性化計画の策定状況はどうなっているのか。今後の関係人口の拡大の方向性について、例えば、関係人口の目標人数、訪問系を増やすのか、非訪問系を増やすのか、あるいはどのように拡大を図るのか。関係人口の拡大への取組状況と今後の方向性について、みらい企画創造部長にお伺いします。

○能登委員長 會田みらい企画創造部長。

○會田みらい企画創造部長 おはようございます。関係人口のお尋ねがございましたのでお答えしたいと思います。

本県におきましては、地域コミュニティーや地域経済の活性化による地域活力の維持・向上を目的として、そうした活動に資する人材と本県の接点が増えるよう、関係人口の創出・拡大に向けた施策を展開しております。

具体的には、農林水産部と連携いたしまして、農村地域が抱える課題を取り上げた都市部企業とのマッチングを行うモデル事業や、都市部の若者が一週間程度本県に滞在していただきまして、山形ならではの仕事や観光に加え、地域との交流を行う滞在型事業などを行い、関係人口の量的な拡大に取り組んでいるところでございます。

こうした中、今、御紹介ございましたけれども、令和七年六月に公表されました国交省の関係人口に関する調査によりますと、本県は居住人口当たりの関係人口の数が全国一位という結果になってございます。これは、本県が地域として関わりを持っていただく力、関係人口を呼び寄せる力というものが強いということを量的に示した結果ではないかと受け止めております。

県としては、こうした前向きな兆しを踏まえまして、関係人口数のさらなる増加に加え、例えば、本県にふるさと納税された方が観光で訪れていただくような誘導を行って関係の度合いを深めるということや、観光に訪れた方を別の施策に誘導して継続的・反復的な関わりを持っていただくような質的な充実というものにつなげていきたいと、これは訪問系・非訪問系問わず力を入れていきたいと考えております。

これに向け、具体的には、まず第一に、県内市町村や関係団体が実施しております関係人口施策というものを県全体で一元的に集約をいたしまして、デジタル技術を活用して効果的に発信するということを行いたいと考えておりますし、また、それができますと、問合せ等々にもワンストップで対応できるような機能というものが整っていくのかなというふうに考えております。前向きに検討していきたいと思います。これは、本県と関係人口の方々とのつながりづくりのきっかけにもなるでしょうし、一度本県と関わりを持った関係人口を他の施策に誘導することができますので、継続的な関わりというものに持っていくことができるのではないかということで期待をしております。

二番目が、首都圏等に転出された本県ゆかりの方々への直接的な働きかけというものを強化いたしまして、ふるさと山形を応援する関係を広げる活動というものを展開してまいりたいと考えております。これにより、県出身者など本県にルーツを持つ方をターゲットとして地域とつなぎ、関係性を深め、継続的で強固なつながりへの誘導を図るということが期待できると考えております。

委員から御紹介ありました「地方創生二・〇基本構想」ですけれども、都市と地方が支え合い、人材の循環を促進していくという方向性を重視しているものでございまして、具体的なツールとして、ふるさと住民登録制度というものを創設するということで、現在準備を進めていると承知をしております。こうした政府の方針も、本県が進めている取組の後押しになるものではないかと考えておりますので、今後示される登録制度の概要をよく注視いたしまして、本県施策の推進において活用を検討してまいりたいと考えております。

それから、委員から御指摘ございました、二地域居住に関する県の広域的地域活性化基盤整備計画、それから市町村の特定居住促進計画でございますが、これは制度的には、策定をいたしますとコワーキングスペースの整備等に係る補助金といった重点支援が受けやすくなるというメリットがあるものです。

現在、県内二つの市町で計画の策定作業、進んでおりますけれども、実は、県の計画については市町村の計画と整合性を図りなさいということになっております。また、関係市町村も県の計画と整合性を図りなさいとなっておりまして、そういった整合性が求められるという関係になっておりますので、関係市町の検討状況を十分に踏まえながら、

歩調を合わせて年度内に策定してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、人口減少局面において、定住人口に代わる地域の担い手となり得る関係人口の量的な、それから質的な充実は重要な施策でございますので、県としましては、部局横断的な観点や市町村との連携の下、関連の施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 ありがとうございます。

非常に前向きといいますか、今後取り組んでいかれるんだなというところは、二地域居住についてもそうですけれども、分かったところでございます。

ぜひ私から、これアイデアというか提案みたいな形になってしまふんですけども、すみません、まず、関係人口に関する目標設定が、本県で言えば、今、関係人口の推計がたしか四十八万人とデータでも出ているわけでございますので、より具体的に人数の目標設定であったり、促進計画を策定するなどして、効果的に進めていただければと思います。

それで、今年の七月に農林水産常任委員会で群馬県の川場村というところを視察させていただきました。農林とは別の話でそのときにお聞きした話なんですけれども、その群馬県川場村と東京都世田谷区とで区民健康村相互協力に関する協定、支援協定なるものを自治体間で結んでいるということでございました。

区民健康村とは何ぞやという話なんですが、都会で望めなくなつた豊かな自然の恵みに触れながら、地元の川場村の方々と相互に協力して、都市と山村の交流を深めていくことを目的とした第二のふるさとという定義がありました。

簡単に言いますと、世田谷区民の方々が川場村で宿泊できますよという話なんですけれども、この宿泊施設を運営しているのも世田谷区ということでございました。ですので、もちろん財源も世田谷区が出し、運営しているとのことでした。世田谷区民の方は一般の方よりも安く利用することができますし、非常に面白い取組だなと思いました。

そこで、本県も都道府県や自治体と連携することができないものでしょうか。自治体と企業との連携や協定を結ぶことはあっても、自治体間の連携や協定というのは、なかなかないのかなと思います。ダイナミックに関係人口の拡大を進めることができないのかなと思っております。

例えば、本県と東京都とで連携協定を結ぶ。さらに、例えば、山形県と東京都で毎年百万人は人材交流しましようとか、中身はいろいろあると思います。ざっくりそういうダイナミックな協定等を結ぶことができないのか。

山形県人ありましたら、東京で就職したら、数年は山形県の企業等に出向や技術提供、研修、共同事業のような形で来ていただくとか、あるいは企業間連携を山形県と東京都で募集して、その企業間同士で人材の行き来をするとか、あるいはこういう人たちが交流・滞在するための施設を東京都と共同で運営するなど。

こちら今幾つか例を挙げましたけれども、こういうことを東京都に限らず、首都圏、宮城県、北海道、愛知県、大阪府なども想定されるのかなと思います。人と人の人数だけの関係人口にとらわれず、関係自治体数、関係企業数、関係団体数、関係事業数なども数値として捉えていくのもよいのではないかでしょうか。

ある意味、これ適切な言葉かどうか分かりませんが、本県は全国に、主に首都圏になるかもしれません、貴重な人材を育て供給しているとも言えるわけでございます。もっと山形県に全国から人・物・金の投資を促していくべきではないでしょうか。

吉村知事は、現在五期目でございまして、全国の知事の中でも二番目と、同じ期数の方がほかに三人いらっしゃるわけですが、全国の知事の中でも二番目に長く務めていらっしゃる知事に当たります。全国でも影響力がある知事に、ぜひこういったダイナミックな先手を打っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

二点目の質問に移らせていただきます。山形県人会との連携についてあります。

さらなる関係人口の拡大や深化のために、山形県人会との連携について質問いたします。

現在、山形県人会として全国に大きく九つの県人会があるとお聞きしました。詳細な会員数は分からないとのことでしたが、全国で約四万人弱の会員がいらっしゃり、うち三万八千人は東京連合会所属のことでした。

この約四万人弱もいらっしゃる県人会の皆様と連携することは、本県にとっては非常にプラスになることかと想像するところです。しかし、現状をお聞きしますと、会員の減少や高齢化により活動が縮小しているとのことです。

また、県事業・イベント等への文書等による案内も少ないとのことでした。例えば、年に一回でもいいので、全国の全県人会員の皆様に御案内を出し、山形県内の会場で全国山形県人会を開いたりするのもよろしいのではないですか。

そのときに、県事業のPRや協力のお願いもするとよいのかなと思います。山形県内に県人会と提携した宿泊施設も検討するのもよいのかなと思っております。

私の勝手なイメージでございますが、県人会の会員の皆様は、比較的生活に余裕がある方々というイメージがございます。これもイメージでございますが、こちらからお願いしたら、私は喜んで協力してくださいる方が多くいらっしゃる

やるのではないかなと思っております。

会員の高齢化への対策として、本県からの転出者、特に大学への進学などが考えられますが、本県からの転出者に対して山形県人会への入会を促し、転出者に何かあれば、山形県人会として相談に乗っていただくことや、例えば助けていただくのもよいのではないかとおもいます。

例えば、おいしい御飯を食べたいとか、就職に困っているとか、あるいは県人会の関連企業に職場体験の協力や、山形県人が採用されたら積極的に山形県に出向していただけないかとか、様々な連携協力ができるのではないかと思っております。

関係人口を増やすことももちろん重要ですが、関係の結びつきを強化することも非常に重要だと考えます。県事業へより関わっていただくことや、山形県への訪問回数を増やすこと、山形県人会への発信や御案内、県事業等への連携や協力をお願いすることも必要ではないでしょうか。

県として、山形県人会との今後の連携方針について、総務部長にお伺いいたします。

○能登委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 山形県人会は、本県にゆかりのある方々が、地縁や職域、出身校などのつながりを基に、全国各地で自発的に組織し運営されている任意団体でありまして、会員相互の親睦・交流事業を中心に活動されております。

このような活動に対しまして、県では、東京、大阪、名古屋の各県外事務所が管轄地域の県人会について、それぞれの実態に応じて連絡調整などの事務局機能を支援したり、行事の際に県職員が運営に協力するなどの支援をしているところです。

定期総会などの定例行事につきましては、知事、副知事をはじめ県関係者が出席し、本県の近況や県政情報、観光情報などを発信する場として積極的に活用させていただくとともに、役員の方などを「やまがた特命観光・つや姫大使」に任命するなど、本県の魅力発信に御協力いただいております。また、県外における観光物産展などの事業実施の際には、現地の県人会からその周知や運営に御協力いただくなど、相互に連携しているところでございます。

本県への訪問に関しましても、花笠まつりや新庄まつりなどに合わせ、参加者を募って来県いただいております県人会や、役員を中心に何年かごとに来県され、知事を訪問いただいたりする県人会もあるなど、つながりを深めています。

県人会は、本県の応援団として非常に心強く頼りになる存在ですが、一方で、会員の高齢化や会員数の減少が進み、若い方々の加入がなかなか進まないという現状や、コロナ禍を経て活動が停滞したり、休止したりしている県人会もあるなど、諸課題もお聞きしているところです。

ただいま委員より御提案がありました県人会との連携強化につきましては、こうした課題も踏まえまして、他県での取組などもお聞きしながら研究してまいりたいと考えております。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 ゼひ御検討いただければと思います。

県人会の方、所属会員ももちろんですけれども、その御家族、関係者もいらっしゃるわけでございます。そういうふうにさらなるつながり、例えば、私、先ほど山形県人会会員四万人弱と申し上げましたが、これが結婚されている方であれば、単純に八万人なわけです。御家族がいればさらに十二万人、十六万人となるわけでございますので、さらなるつながりも期待できるところであると思います。

また、山形県人会以外にも山形県に縁がある団体というのは多くあると思いますので、ゼビオちらとの連携も検討していただければと思います。

部長ありがとうございました。

それでは次に、医師の流出への対策について二点お伺いいたします。

まず初めに、医師数の推移と医師修学資金の実績についてであります。

県としては、第八次山形県医師確保計画に基づいて、令和六年度から令和八年度までに医師を百二十八名増加し、県全体として二千五百七十六名を目指すとして設定し、医師確保に取り組んでいると認識しております。

今回は、医師の定着のために、医師の流出対策についてお聞きします。

まず、本県の医師数の推移についてお聞きします。

例えば、二〇一二年と二〇二二年の医師総数を比べた上で、その変化の内訳、具体的には増えた医師数の総数、総数のうち県外や県内の医療施設以外からの内訳、初期研修医などの人数は何人でしょうか。また、減った医師数の総数、総数のうち県外や県内医療施設以外への内訳、また、その他死亡の数等についてお聞きできればと思います。

あわせて、医師修学資金の実績についてもお聞きいたします。

平成十七年度の制度開始からの貸与延べ人数、貸与完了人数、貸与後の現在の県内就業人数、義務明け後の医師数、そして義務明け後の医師の県内就業人数は何人でしょうか、健康福祉部長にお伺いいたします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 医師数の推移と医師修学資金の実績についてお答えをさせていただきます。

本県の医師数につきましては、医師・歯科医師・薬剤師調査によると、直近の数字である令和四年とその十年前の平成二十四年との比較では、二千五百九十八人から二千六百二十五人と二十七人増加するなど、県の人口が減少している局面にあっても着実に増加しております。

しかしながら、全国の医師数の増加率と比較しますと、本県の増え方は緩やかで、依然として全国平均には達していないことから、県としましては、令和六年三月に策定しました山形県医師確保計画に基づく医師確保対策を一層推進し、令和八年度までに必要な医師数として、県全体で新たに百二十八人を確保するべく取り組んでまいります。

なお、医師の総数の内訳として把握しております臨床研修医について申し上げますと、県内の医療機関での臨床研修を選択した人数は、令和七年度が六十九人、直近十年間の平均が約七十人であり、ほぼ横ばいとなっておりますが、全国的には、首都圏にある臨床研修病院の人気が高まっておりますので、県では、今年度から医師修学資金の新規貸与枠をこれまでの三十二人から三十五人に拡充するなど、若手医師の確保に向けた取組を強化しているところです。

次に、医師修学資金の実績についてですが、平成十七年度の制度創設以来、今年九月末まで延べ四百八人の医学学生に貸与しており、そのうち、学生を除く貸与を完了した二百五十六人の中で、県内に就業している義務内の医師数は百五十五人となっております。

また、県内で一定期間の勤務の義務を果たし、就学資金の返還が免除となった、いわゆる義務明け後の医師数は百一人となっており、そのうち一定数が引き続き県内で就業していると考えられますが、義務明け後の医師の就業先等については、県への報告義務がなくなるため、その後の追跡が難しく、これまで把握できませんでした。

そのため、令和六年度からの新たな対応として、令和六年度に義務が明けた医師を対象に、義務明けの際の事務手続きと併せて、回答は任意でありますけれども、就業先等を把握するためのアンケート調査を始めたところです。

なお、今申し上げた修学資金貸与医師とは別の枠組みとなります、自治医科大学の卒業医師については、制度上、義務明け後も一定程度の追跡は可能となっており、それによると約六割の医師が義務明け後も引き続き県内に残って就業している状況となっております。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 ありがとうございます。

医師数につきましては、総数は分かるものの、増減の内訳はまだまだ把握し切れていないのかなと。医師修学資金につきましては、今現在は把握されていないようですけれども、今後、アンケート調査等を通して把握していくということでございました。

ここで、お手元というかタブレットの資料を見ていただければと思うんですが、（画像を示す）ここで山形大学医学部の池田先生と村上先生の資料を御紹介いたします。

令和六年の資料で、タイトルは「山形県内の医師数の推移—医師調査票個票データ一二〇年データを用いて—」であります。

これは、本県の二〇一二年の医師数から二〇二〇年の医師数までの推移を分析したものでございます。二〇一二年の時点での医師数は二千四百十九名、二〇二〇年時点の医師数は二千四百四十八名で、プラス二十九名となっております。

そして、このプラス二十九名がどうやって導き出されるかというか、この内訳というのが大事でございまして、二〇一二年から二〇二〇年の間に県外から山形県の医師になった方が五百四十三名、県内の医療施設以外から医師になった方が百七十九名、初期研修医として配置された方が五百五十三名で、合計一千二百七十五名であります。これがプラスの数字であります。

一方、二〇一二年から二〇二〇年の間に県外へ出てしまった方が六百八十二名、県内医療施設以外に移られた方が百六十名、調査の非回答、亡くなった方を含めでございますが、これが四百四名で、合計一千二百四十六名です。差引き二十九名となります。

全ての医師が医師会に入っているとは限りませんので、医師会で調査していただくのも難しい点があるかとは思います。まずは、県として医師の流出人数や流出の原因を把握するための調査を実施するべきではないでしょうか。その上で、当該把握した情報を基に、医師の定着を図るため、医師の流出、定着しない理由の原因を分析して、さらに防止への対策を検討し講じていくべきではないでしょうか。

改めて健康福祉部長にお伺いいたします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 医師の定着に向けた現状把握と分析についてお答えをさせていただきます。

委員御紹介の県内の医師数の推移に関する調査につきましては、山形大学医学部における県の委託調査ということ

で、県でもその内容を把握しているところでございます。県としましては、こうしたデータに基づいて施策を検討していくことは非常に重要であると認識しているところでございます。

なお、県では、医師が県外に流出する主なタイミングとして、臨床研修と専門研修を選択する若手医師の段階と、医師修学資金貸与医師の義務明け時など中堅医師の段階があると考えております。

まず、若手医師の臨床研修の選択状況ですけれども、山形大学医学部卒業生のうち、本県出身者の約七割が県内医療機関を選択する一方で、県外出身者は約二割の選択にとどまり、また、県外大学医学部に進学した本県出身者も約三割の選択というような状況になっております。

このため、県では、山形大学医学部における県内出身者の増加を図るために、地域枠の拡大や、県外出身の山形大学医学部生にも学生のうちから県内の中心病院の魅力を知ってもらうため、五・六年時に実施する地域の中核病院における臨床研修に対する支援、県外大学医学部に進学した本県出身学生のリターン促進に向けた県内臨床研修病院の魅力発信などに取り組んでいるところです。

また、義務明け後の中堅医師が引き続き県内に定着し、活躍していただくこともとても重要なことから、まずは現状の把握・分析を行うため、先ほど申し上げましたけれども、令和六年度からの対応として、令和六年度に義務が明けた医師へアンケート調査を開始したところです。

アンケートの結果、令和六年度末に義務が明けた医師九名全員から回答が得られ、うち八名が県内医療機関において引き続き勤務する予定であることを確認しております。まずは、当該アンケートを今後も継続して実施し、実情や課題などを把握するとともに、今後の施策の検討に生かしてまいりたいと考えております。

なお、アンケート調査を開始した令和六年度より前に義務が明けた医師の就業状況の把握につきましては、回答いただく医師を含めた事務負担も考慮しながら、その範囲や連絡手段等、どのような方法が取れるか、引き続き検討をしてまいります。

その上で、例えば、県立河北病院の総合診療科など、県内においても医師数が増加している医療機関の実態も確認しつつ、医師の定着や確保が図られている他県の事例等も情報収集しながら、さらなる医師確保に向けた施策展開について研究を進めてまいります。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 ぜひ、把握に努めていただければと思います。

これ、大変申し訳ないんですけども、県として医師確保については非常に尽力されていることは、私も承知しているとおりでございますし、感謝申し上げるところではございますが、そういった非常に尽力されてきて、やっと県内で医師を確保というところで、例えばですけれども、義務明け、最長九年でございましたので、その後、もう十年、十一年目、どこに行ったか分からんぞとなると、やっぱり非常に「何でや」と、がっくりくるところもございますので、なぜ流出してしまったのか、あるいは医師じゃないところで働くようになってしまったのか、その詳細な理由を究明していただいて、ぜひ、より県内に医師が定着するように努めていただければと思います。

次に、西村山新病院についてお聞きいたします。

まず、建設予定地について健康福祉部長にお伺いいたします。

令和七年七月十日に西村山新病院・仮称の建設予定地として寒河江市の陵東中学校敷地に決まりました。（画像を示す）ちょっと見えにくいかもしないですが、画像でいうと赤く線で囲んであるところが陵東中学校敷地でございます。七つの視点から、三十六の評価項目を設定し、点数形式で評価され、最高点が陵東中学校敷地でございました。

しかし、評価結果については、疑問点や懸念される点がございます。三十六評価項目において、課題、長所や短所が本当に網羅されているのか、評価項目について何点か懸念点を挙げさせていただきます。（画像を示す）

なぜ、将来への柔軟性は五段階評価ではなくて零点あるいは一点なのか。福祉施設や二町立病院のことも考えれば、もっと高くてよいのではないか。

距離を基準とした項目について、所要時間での計算も必要ではないでしょうか。ほかの項目では所要時間での計算もしております。

交通量、交通渋滞の可能性を考慮していらっしゃるのでしょうか。陵東中学校東側の三百四十二号落衣島線が今工事中でございますが、こちらが開通すればさらに交通量が増えるのではないでしょうか。今、画像で表示させていただいているとおりでありますけれども、（画像を示す）陵東中学校敷地西側ですけれども、病院の西側に、これ寒河江市道なんです、ここ。狭いですし、センターラインもございません。拡張するに至っても、この西側のところは農用地区域内農地になっておりまして、もし拡張するのであれば、農地転用も必要になってくるのではないでしょうか。もちろん現段階では、そもそも陵東中敷地しか使用しない状況にはなっております。また、周辺のところを調べさせていただいところ、ここら辺は交差点も多い状況でございます。こういった意味で交通渋滞のほうも大丈夫なのでしょうか。

あるいは、電車の利用、左沢線の利用であったり、現在、県立河北病院の医師のための医師公舎というのもあるん

ですが、こちらは平成二十四年からどなたも使用されてはいないんですが、こういった電車の利用であったり、医師公舎の利用は評価になぜ入らなかったのか。

あるいは、今後ドクターヘリの整備の可能性を含めて、その場合、土地は足りるのか。

あるいは、寒河江市の学校整備の関係上、陵東中学校の解体は、早くても令和十一年四月からになると思いますが、西村山新病院のスケジュール、今、基本構想ですと、新病院の建築工事は令和十年度からになっております。陵東中学校の解体は、早くても始まるのが令和十一年の四月からでございます。この一年ほどの工事着手の遅れが心配されますが、この影響はないのか。あるいは、この影響については、用地確保の円滑性という評価になぜ関係していないのかでございます。

あるいは、用地取得コストについて、実際に想定される実負担ベースで考えるべきではないでしょうか。

あるいは、整備費用については、立地適正化計画関連以外の支援事業は国からの事業でなかったのか。

最後になりますが、工事期間中の影響については、なぜ診療所が入らないのかなどでございます。

多々ございますけれども、建設予定地の評価項目や評価方法から見ると心配される点があり、今後の基本計画の策定はもとより、新病院の開院後の運営にも影響があると心配されますが、どのように対策をしていく予定なのでしょうか。また、今回の建設予定地の決定について、どのように県民の皆様に広報されたのか、健康福祉部長にお伺いいたします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 西村山新病院の建設予定地についてお答えをさせていただきます。

西村山新病院の建設予定地につきましては、去る七月十日、新病院の構成自治体となる山形県と寒河江市による新病院協議会を開催し、知事と寒河江市長の協議により、寒河江市内の陵東中学校敷地とすることを決定いたしました。

建設予定地は、西村山地域の皆様にとって非常に関心の高い事項であることを踏まえ、ここに至るまでの間、客観的な要件の下で段階的な選定プロセスを経ること、そして分かりやすく丁寧にお示しすることに十分留意してまいりました。

特に選定プロセスにつきましては、段階的にお示しすることが何よりも重要と考え、昨年度末に策定しました基本構想において大きく三段階のプロセスを経て、最適な場所を絞り込むこと、そして、第一段階として七か所の建設候補地をお示しし、今年六月の運営委員会では、第二段階としてこれを三か所まで絞り込み、そして、七月の協議会において一か所に決定いたしました。

また、分かりやすく丁寧な説明という面では、地域住民の皆様に知つていただく機会をつくることが重要と考え、協議会や運営委員会での一般傍聴はもとより、基本構想策定時の七候補地から今般の一か所決定に至るまで、寒河江市と河北町内において延べ十三回の住民説明会を開催いたしました。

一例を申し上げますと、今年六月の河北町での説明会では、河北町長、町議会議員、地元役員など地域の多くの方々に御参加いただきました。阿部委員にも傍聴いただき、先ほど御質問のあった個々の御意見や御懸念を同様に拝聴いたしました。その際にも、県と寒河江市の協議会として、河北町長をはじめ参加者の御理解を賜るよう、可能な限り分かりやすく、そして丁寧な説明に努めたところであります。

なお、それぞれの評価項目の考え方や用地選定の経過については、県のホームページでその都度お知らせするとともに、建設予定地の決定内容については、寒河江市、河北町の御協力も得て、広報紙で広く周知させていただいたところです。

一方で、新病院の建設予定地に決定した陵東中学校の敷地利用につきましては、次年度以降に予定される建築設計の中で、建物の配置や来院者の動線などの具体的な計画を詰めていくことになりますが、現在検討中の基本計画の策定過程において、寒河江市とともに、周辺の道路環境や中学校統合の影響を受ける工期を含め、設計の前提条件となる様々な課題を調査・検証しているところです。

県としましては、今後とも寒河江市と一緒にになって、新病院整備に万全を期してまいります。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 令和七年三月二十五日に基本構想が策定されまして、同年六月二日に西村山新病院建設候補地評価結果として説明されました。この時点で、評価項目と評価結果は報告であり、事前に評価項目案や評価方法案は公表されませんでした。なぜこのような内容なのか、結果なのか、プロセスも含めて疑問に思う方もいらっしゃったのではないかでしょうか。

寒河江市民や河北町民の皆様には説明会を開催したとありますが、参加したのは多くても百名程度であり、内容を知らない県民の方がほとんどではないでしょうか。朝日町、西川町、大江町の方々も含め、もっともっと知らせる努力を今後ともしていただきたいと思います。

部長、ありがとうございました。

それでは二点目、県立河北病院の跡地についてお伺いいたします。

現在、西村山新病院は令和十三年の開院を目指しておりますが、現在の県立河北病院を今後どのようにするのかも、どのようにしていくのかも注目されているところでございます。

県立河北病院の施設または跡地の今後の取扱いはどのように進めていくのか、過去の事例も含めて病院事業管理者にお聞きいたします。

○能登委員長 阿彦病院事業管理者。

○阿彦病院事業管理者 県立河北病院の跡地について御回答申し上げます。

西村山新病院への統合後の河北病院の建物や敷地の取扱いにつきましては、建設予定地が河北病院以外の場所に決まってから日が浅いこともありまして、現時点では具体的な検討に至っておりません。

通常、病院事業局が未利用財産の利活用や売却を検討する際には、第二次山形県県有財産総合管理基本方針に基づいて進めることになります。具体的には、まず県において全庁的な検討を行い、県での利活用が見込まれない場合は、地元市町村等へ意向確認を行います。市町村等において利活用の希望がない場合には、民間等への売却や貸付けなどを検討することとなります。

また、仮に建物を解体して敷地を利活用する場合には、多額の解体費用が必要になりますので、利活用方法や売却の見通しなどを十分見極めながら検討を進めることになります。

近年の病院事業局の事例を申し上げますと、こころの医療センターの開院に伴って平成二十七年に閉院した旧鶴岡病院の場合は、鶴岡市の意向を受け、人工芝グラウンド整備用地として令和五年十月に同市へ譲渡いたしました。

また、令和五年の改築・移転に伴って使われなくなった旧新庄病院につきましては、現在、新庄市に対して建物や敷地の面積等が分かる図面などを提供の上、利活用の見込みなどについて確認しているところあります。

河北病院につきましても、西村山新病院へ統合後、県として利活用の見込みがない場合には、地元の河北町に相談することとなると考えております。

病院事業局といたしましては、現在の厳しい経営状況を踏まえて、仮に建物を解体する場合には、財源の確保が課題となります。河北町や民間等の利活用の見通しについても関係者と相談し、新病院統合後の河北病院の建物・敷地の取扱いについて慎重に検討を進めてまいります。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 西村山の県民の方が非常に気にしておられることかなと思います。今、県立河北病院の敷地は、土地全部含めて約三万七千平米ございまして、隣接する河北町所有の土地も合わせると、さらに数万平米はございます。

現在の施設を活用するか、あるいは解体して更地にして跡地を活用するかは、今後のスケジュールであったり、誰が決めるのか、あるいは新たな協議会等を設置するのか、方針に基づいてということがございましたけれども、西村山ひいては県民全体のために、施設及び跡地を有効活用できるように、自治体等と相談しつつ、早めに進めていただければと思います。

病院事業管理者、ありがとうございました。

それでは、物品等における地元調達についてお聞かせいただければと思います。

地元の調達状況について。

私は、県の予算、県民の皆様のお金を使わせていただく以上、県の事業はなるべく県内企業に請け負っていただきたいと思っております。それはもちろん、それが県内経済に寄与するからでございます。

物品調達や業務委託など様々な形で入札されると思います。令和七年六月に「公共調達に係る入札契約制度に関する報告書」において、物品及び役務等の調達関係について公表されました。

県内企業からの調達率を高めるために、どのように取り組んできたのか、また、県内及び県外からの調達金額や調達率はどのような状況か、会計管理者にお伺いいたします。

○能登委員長 柴崎会計管理者。

○柴崎会計管理者 地元調達の状況についてお尋ねをいただきましたので、お答え申し上げます。

県では、県内の厳しい経済状況を踏まえ、地元企業振興等の観点から、平成二十二年度以降、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」を定め、地元企業を優先した場合における品質や競争性等の確保にも留意しながら、県内に本店または支社（一四三頁で本社と訂正された）のある地元企業からの調達を推進しております。

近年の取組においては、地元調達推進の対象を予定価格が十万円以下の物品、二百五十万円以下の印刷物、百万円以下の業務委託とし、それぞれの地元調達率を件数ベースで九五%以上とする数値目標を設定し、地元企業からの調達に努めることとしております。

また、目標を下回った公所等に対して、要因のヒアリングなどを行った上で今後の対応を助言するなど、改善の働きかけを行ってまいりました。

この結果、物品において目標を下回った年度もございましたが、直近の令和六年度では、物品、印刷物、業務委託のいずれにおいても目標を達成しております。

令和六年度の地元調達状況について具体的に申し上げますと、物品の地元企業からの調達は二万六千七百十三件で地元調達率九五・七%、印刷物の地元企業からの調達は一千二百四十六件で地元調達率は九九・八%、業務委託の地元企業からの調達は六千七十九件で地元調達率は九九・三%となっております。

また、地元調達率の目標は件数ベースで設定しているところでございますが、金額ベースで見ましても、いずれも地元企業からの調達が九七%以上の結果となってございます。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 ありがとうございます。

県外のほうにもちょっと触れさせていただければと思います。

二点目の地元調達の今後の取組についてお聞かせいただければと思います。（画像を示す）

私もいろいろ資料を見させていただいて、さらに課題は三つあるのかなと思います。

一点目は、どのような物品や業務委託が県外業者の契約になっているのか確認して分析を行ってほしいです。要は、なぜ県外なのかというところでございます。

二点目、本社が県外か県内にあるかで整理されている点であります。県内に支社や営業所があれば、やはり県内経済の発展にもつながりますので、県内に支社があるものと完全に県外に本社のみのものとが分かるようにすることも検討が必要ではないでしょうか。

三点目が、現在の地元調達の対象金額を見直し、引き上げるべきではないでしょうか。例えば、現在、本県では、先ほど答弁ございましたけれども、地元調達率を高める取組として、地元調達率の目標数値を件数ベースで九五%以上に定めているということでございました。物品は十万元以下、印刷物は二百五十万円以下、業務委託は百万円以下が対象でございます。

報告書によりますと、随意契約と条件付一般競争入札の境目の金額が、物品が百六十万円、印刷物が二百五十万円、業務委託が百万円となっております。しかし、県が定めている「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」では、一件当たり予定価格が十万元以下の物品の購入については、地元企業への発注に努めるものとされております。

随意契約が百六十万円以下なら、この十万元以下となっている価格も見直しをするべきではないでしょうか。会計管理者に再度お伺いいたします。

○能登委員長 柴崎会計管理者。

○柴崎会計管理者 ただいま地元調達の今後の取組について、三つの課題についてお尋ねがございました。順にお答えを申し上げます。

まず、県外企業調達となっているものの状況確認や分析等の必要性でございます。

地元調達率調査は、調達先を把握する調査でございまして、調達ごとに具体的な内容の把握までは行ってございません。これは、先ほど令和六年度の状況として申し上げましたとおり、地元調達率九五%以上という目標を達成し、ほぼ一〇〇%近くが県内企業からの調達になっていることから、県内に本店または本社を有する企業かどうかの集計にとどめているところでございます。

一方で、地元調達率の低い公所に対するヒアリングにおきまして、例えば文房具や修繕材料などをまとめて調達する際、地元小売店の減少の影響もございまして、品ぞろえ豊富な県外資本のホームセンターでの購入となる場合があるといった事例などを確認してございます。

また、地元調達率の算定から除外する目的で把握している県内企業からの調達が困難なものとしましては、例えば、法令などの例規集の追録など県外企業の直販物品、版権の関係から県内で製作できない地図類、エレベーターなど設備の県外業者への保守業務の委託などがございます。

こうしたものが県外からの調達において、物品では約八割、印刷物と業務委託では九割以上を占めているといった状況を把握しているところでございます。

次に、二点目でございます。調達先が県内に支店や営業所があるかどうかの把握の必要性でございます。

地元調達率調査は、ただいま申し上げましたとおり、県内に本店などを有するかどうかの集計にとどめておりますが、例年六月の議会報告におきましては、原則一般競争入札の対象となる予定価格の物品、印刷物、業務委託の調達状況についても報告をしてございます。

現在、一般競争入札による調達は、地元調達率調査の対象となってございませんが、県内における受注状況をより

詳細に把握し、地元調達等の取組への活用を検討するという観点から、今後、調達状況の取りまとめの際には、調達先の支社等が県内にあるかどうかを確認してまいります。

最後、三点目でございます。地元調達に係る対象予定価格の引上げの必要性でございます。

地元調達の対象金額は、これまで調達における競争性の確保などを図りながら見直しを行ってきております。現在の対象金額のうち、物品と印刷物は平成二十六年度に引上げを行ったものでございます。

一方で、近年の物価高騰や随意契約可能な金額の引上げといった公共調達をめぐる環境の変化も生じております。こうしたことも踏まえ、対象予定価格の見直しにつきましては、引き上げた場合に競争性等を確保できるかという観点を持ち、また、調達の実態を確認しながら、引上げ可能なものから順次対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 さらに、現在、契約につきましては一件一件、各課に確認している状況だということをお聞きしました。例えば、今後、契約についてはデータベース化するなどして、すぐに県内企業なのかあるいは県外企業なのか、それがどういったものなのか、内容を何らかの形で把握できる仕組みも必要ではないでしょうか。その上で、なぜ県外企業なのか、県内の既存業者ではできないのか、どうすれば県内の業者でもできるのか、県内既存業者に支援投資をすればできるものなのか、県外の業者に山形県内に本社移転や支社の誘致ができないかの営業等、県全体の契約について分析・検討を行い、県内経済の発展につなげていただければと思います。

ありがとうございました。

○能登委員長 阿部委員。時間が迫っております。

○阿部（恭）委員 では、最後に一点だけ、県立高校の魅力化についてでございます。

そのうちの教育課程の魅力化についてでございます。

時間ないですか。入らない。

○能登委員長 どうぞ。

○阿部（恭）委員 分かりました。それではですね——。

さすがにちょっと時間が過ぎる予定です。抜けてしまうと思いますので、質問したかったんですけども、ぜひ、今日質問させていただいたことを前向きに検討していただければと思います。

ぜひ次回、県立高校の魅力化についても質問させていただければと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○能登委員長 柴崎会計管理者。

○柴崎会計管理者 申し訳ございません。先ほどの阿部委員への答弁の際に、調達状況の答弁の中で、地元調達率調査、「県内に本店または本社を有する企業」が正しい調査でございますけれども、先ほど答弁の中で、「県内に本店または支社を有する企業」というふうに答弁をしてしまいましたので、そのところを訂正いただければと思います。

以上でございます。

○能登委員長 阿部恭平委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 一分 休憩

午前 十一時 十分 再開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

石川正志委員。

○石川（正）委員 本日二人目となります、県政クラブ所属の石川正志でございます。発言の機会を頂戴した皆様に感謝申し上げつつ、昨年度二月定例会一般質問に引き続き、「楽しい山形」ということをイメージしながら、思いを込めまして質問したいというふうに思います。

一般質問の流れをくみますと、石川も一節やってから質問に入れという諸先輩方の御指導もありつつも、詩吟に関しては心得がございませんので、早速質問に入りたいと思います。

初めに、つや姫・雪若丸の生産拡大に向けた販売戦略について、高橋農林水産部長にお伺いします。

今、ちょうどまさに九月末、稲刈りも最終段階に入っております。今年の稻作を振り返りますと、田植直後の日照不足、それから七月以降、異常なる渇水、それから猛暑が想定されまして、行く出来秋を心配された声もあったかと

思いますが、最近、私どもの近所の農家の皆様、顔色がいいと。そこで、やはり日頃の米作りにかける農家の皆様の思いと、あるいは高温下での各機関と連動いたしました県の指導体制があつたものと、改めて感謝申し上げるところでございます。

第六次「つや姫」ブランド戦略では、品質と販路確保を踏まえ、令和七年度から五年間で一万トンの生産拡大をすると示されております。来年度の生産拡大については、つや姫・雪若丸が既に数値で公開されております。国内の消費動向等を調査した上で計画的な増産だと思いますが、昨年度、会派有志で大阪・名古屋を視察した際に、つや姫・雪若丸に関しては関心が高く、まだまだ需要が拡大する余地があるのではないかと実感したところであります。

また、プロ野球に目を向ければ、本県出身でチームの主力であります中野選手が所属する関西を拠点とする球団が史上最速でリーグ優勝を果たしました。こうしたことでも本県をアピールする上で追い風であり、時宜を捉えた積極的なPRも必要なではないかと思われるところであります。

作付拡大に伴う国内での販売戦略、特に需要の拡大が見込まれる阪神・中京における販売戦略についての考えを高橋部長にお伺いいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 それでは、つや姫・雪若丸の生産拡大に向けた販売戦略についてお答えしたいと思います。

つや姫と雪若丸につきましては、デビュー以来、ブランド戦略に基づき、需要に応じて戦略的な生産拡大を図ってまいりました。このような中、流通関係者からは、現在のつや姫につきましては、「流通量が少なく思うように仕入れができない」、また、雪若丸については、「中食・外食の需要がある」「通年販売したいので生産量を増やしてほしい」といった声をいただいているところであります。

こうした状況を踏まえ、つや姫の令和八年産米については、作付面積が七年産から約五百ヘクタール増の一萬七百ヘクタール、生産量が約二千七百トン増の五万七千八百トン、雪若丸については、作付面積が約一千ヘクタール増の一萬六百ヘクタール、生産量が約五千九百トン増の四万四千八百トンと、七月に開催したブランド戦略会議におきまして増産を決定したところであります。

このつや姫と雪若丸の販売に当たりましては、増産してもブランドの生命線であります高品質・良食味を維持することを基本とした上で、販路の拡大、新たなターゲットの開拓が課題と考えております。

具体的な販路の拡大につきましては、首都圏、中京圏、関西圏での知事によるトップセールスを継続しつつ、今後は、新たに中四国や九州などでのイベント販売などのプロモーションを実施してまいります。

次に、新たなターゲット開拓についてであります、国内外でブランド米としての認知度の高いつや姫につきましては、来日します外国人観光客に着目した販売プロモーションを強化してまいります。具体的には、多言語で観光や文化などを紹介するインバウンド向けのウェブサイトへ記事を掲出するとともに、東京・大阪でつや姫を提供する飲食店の英訳版ページをつや姫公式ウェブサイト内に制作していきたいと考えております。

一方、全国的な知名度が四割と低い雪若丸につきましては、子育て世代をターゲットとし、都内の幼稚園での雪若丸PRイベントを掲載した子育て情報誌を、東京に加え関西・中京エリアで配布し、両エリアでの認知度向上を図ってまいります。

また、雪若丸は粒のしっかりとした食感や粘りといった特徴、また、ネーミングの若々しい印象から、スポーツとの親和性が高いと考えております。これまで野球やサッカーの試合等で機会を捉えてPRを行ってまいりました。今後も本県出身スポーツ選手の活躍や話題性を生かしたPRに努め、さらなる認知度向上を図ってまいります。

県としましては、JA全農山形をはじめとした関係団体と連携し、つや姫と雪若丸の増産に対応した販売戦略を着実に推進し、県産米のブランド力の維持・向上に努めてまいりたいと考えております。

○能登委員長 石川委員。

○石川（正）委員 ありがとうございます。

中野選手に関しまして、間もなくリーグ戦は終わるかもしれません、できるだけファイナルステージの最後まで活躍されることを祈りつつ、また、今回あえて中京を取り上げましたのは、中京の中心地は何といっても名古屋でございます。本会議においても、名古屋といえば小中部長でございまして、視察の際にひつまぶしを頂きました。駅のきしめんではなくて、ひつまぶしを食べた。まさに雪若丸の硬質な味にはマッチするのかなと。小中部長が帰郷された折には、これは山形県で取れた米入っているんだぜと、顔を潰さぬような政策をぜひお願いしたいなというふうに思います。

次に、生産拡大に向けたということですが、中山間地へのつや姫の作付拡大について質問いたします。

これまで栽培に適していないとされた中山間地についても、この温暖化を背景に栽培が可能ではないかと思っております。そこに見直しする余地はないかということを伺います。

東北地方におかれましては、皆様御承知おきのように、これまででは冷害ということが非常に大きなテーマでござい

まして、度々冷害に見舞われ収穫が皆無だと、もう非常に苦い思い出がありますが、やはりここまで温暖化が進んでまいりますと、これまで栽培が不適とされていた中山間地においても、出穂以降、刈取りまでの間、十分に積算温度が保てるのではないかというふうに考えてございます。

その辺のお考えを、また高橋部長よろしくお願ひいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま中山間地へのつや姫の作付拡大について御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

つや姫は、ブランドの生命線である高品質・良食味を堅持するため、生産者を限定して認定しており、その認定に当たりましては、つや姫の栽培に適した地域での作付を要件の一つとしているところであります。

栽培適地につきましては、品種特性や研究機関による栽培試験など、科学的な知見に基づき、例えば、登熟期間の平均気温が二十一度から二十四度を確保できる地域など、つや姫の栽培に適する条件を全て満たす地域を基本に、現場の声を反映させてマップ化し、生産者をはじめ関係者にお示ししているところであります。

この栽培適地につきましては、生産者からは近年、登熟期間の気象が高温で経過する土地が多くなっていることから、適地の見直し、拡大への要望というのも寄せられているところであります。一方で、つや姫は、はえぬきと比較して低温に弱い特性があり、品質・食味を確保する上でも、適地の見直しに当たっては十分な検討が必要との御意見もいただいているところであります。

こうした要望や御意見を踏まえ、県では、平成二十六年から二十八年に、栽培適地のエリア外での生育や品質・収量について検証するため、適地から外れている中山間地に実際につや姫を作付したところ、適地のつや姫に比べますと、品質・収量とも低下する結果というようなことになってございます。

また、令和四年には、直近の気象データに基づき、栽培適地について再検証したところですが、中山間地では登熟期間の気温が確保されない年もあり、つや姫の高品質・良食味という本来の特性が発揮できないおそれがあるため、今のところ適地マップの修正には至っていないという状況でございます。

県としましては、優れた品質・食味のつや姫を確実に生産し、適正な収量を確保するため、引き続き適地での栽培を基本として、トップブランド米としてのブランド価値の維持に努めてまいりたいと考えております。

一方で、温暖化が進行する中で、気象条件の変化等による栽培適地の変化ということも今後想定されますので、適宜検証を行いながら、つや姫のブランド価値が維持・発揮できるよう、しっかり取組を進めてまいりたいと考えております。

○能登委員長 石川委員。

○石川（正）委員 承知いたしました。

二〇%ぐらい、ちょっと不安な気持ちもございます。やっぱり、つや姫、これまで知事はじめ皆さんで築き上げたブランド、科学的にも品質的にも、これまで日本一とされていた魚沼産コシヒカリをしのぐ勢いで、今、位置づけられていることから、生産者の思いもそこにあるのではないかというふうに私も推察しているところでございます。

次に、酒造好適米の安定生産に向けてということで質問いたします。

この酒米の価格高騰に関しては、先日の一般質問においても議論のあったところではございますが、私は、改めて生産者の視点に立ったところから質問をしたいと思います。

御承知のとおり、酒造好適米については、主食用ウルチ米の価格が上昇したため、栽培に手間のかかる酒造好適米の栽培が敬遠され、生産が思うように増えていかない傾向にあります。

山形は、日本酒において全国に先駆けてG1を取得し、その品質とブランド力は高く評価されております。私自身、出羽燐々、出羽の里、雪女神など、県産米にこだわった山形の酒づくりこそが日本一というふうに誇りを持っておりますが、酒造好適米の生産が減少していくのであれば、今の地位を維持することは困難と危惧しております。

そこで、米価高騰を受けた今後の酒造好適米の安定生産について、農林水産部長のお考えをお伺いします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 それでは、酒造好適米の安定生産についてお答えしたいと思います。

酒造好適米は、これまで主食用米より高値で取引されてきたということもあって、生産者としては、安定した収益が得られ、酒蔵としても高品質な原料米を安定して確保することができておりました。

しかしながら、今般の米不足に伴う米価高騰に伴って、令和六年産では、酒造好適米より主食用米の価格のほうが大きく上昇したということで、酒造好適米と主食用米の価格が逆転する状況が見られております。このため、主食用米へと作付を移行する生産者が増えまして、令和七年産の酒造好適米の作付面積は約五百八十ヘクタールと、前年に比べ一割程度減る見込みとなっております。今後もこののような価格の状況が続いた場合、酒造好適米の作付はさらに減少していくことが想定されます。

こうした状況の中、先般の議会でもお答えしていますように、県では酒蔵が酒造好適米を確保するための緊急的な措置として、令和六年度二月補正予算において、高騰する原料米の購入支援を実施したところであります。さらに、令和七年産においても、昨年を上回る米価上昇が見込まれる中、酒蔵が十分な量の原料米を購入できるよう支援を行うこととし、六月補正予算において御可決いただいたところでございます。

農林水産省におきましても、令和八年度予算の概算要求におきまして、これまでのコメ新市場開拓等促進事業の支援対象となっております加工用米、輸出用米などに新たに酒造好適米を加え、十アール当たり最大三万円を生産者に交付する新たな支援が示されているところであります。

また、これまで酒造好適米は、主食用米として取り扱ってきたということもあって、主食用米における生産数量の目安の範囲内での作付が求められておりましたが、今後は、酒造好適米を主食用米の枠から外し、非主食用米として、生産者が生産数量の目安に関係なく、需要に応じて生産できるよう検討を進めているというところでございます。

一方で、酒造好適米の生産面におきましては、栽培管理や乾燥調製に手間がかかることに加え、近年の高温の影響による品質低下が見られるなど、安定した品質と収量の確保が難しくなってきております。このため、県のほうでは、栽培がしやすく高温耐性を持つ酒造好適米の品種開発や、高温少雨対策マニュアルを活用した栽培指導の徹底に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

県としましては、県酒造組合や関係団体と一緒に、優れた酒造好適米が安定的に生産・供給され、「日本一美酒県 山形」であり続けられるよう、生産振興にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 石川委員。

○石川（正）委員 答弁いただきましてありがとうございます。

この件に関しましては、今期定例会ですね、米の増産という国の指針がこれまでと若干変更あったということで、自民党の小松伸也議員が代表質問をされております。

私、その節で正式な議事録まだ頂戴しておりませんが、部長答弁は知事の意向であるというふうに捉えると、食料供給県としての山形ということを鑑みて、増産増産となつたとしても、やはりそこには生産者がおられると、その立場も十分検討されて県としての指針を示していくんだと、農業者から見ても非常にありがたい答弁をいただいたものと私は思っております。

また、増産増産って一言で言ったとしても、今の農業生産構造、それほど柔軟な対応できないほど厳しい。それから、これは県だけではなくて、広く農業関係者から組織される再生協議会等での話が中心になって、国は米、主食米増やせ増やせと言ったとしても、やはり皆の声を聴きながら、できれば県としての政策を決定していただければありがたいというふうに思います。

今年、昨年の秋、米がようやく概算ベースではございましたが、二万円を超えたんですね。今年、田植が終わった頃でしたから六月ぐらい、地元の農業者と一杯やりながら話をする機会がありました。これほど農村から人口減少、あるいは米を作る方がいなくなったという背景には、米を一生懸命作ったとしても暮らせない、だから、都市部へ流入したのではないか。でも、この状態が続ければ、もしかしたら、今まで外に出ていった方が山形で米を作るために戻ってくるのではないかと。そういう前向きな話も出ましたので、この予算特別委員会の場所を借りまして、このような質問をさせていただきました。

これは私の私見になりますが、繰り返しになりますが、昨年、久しぶりに米の価格が二万円を超えて、農家は一安心と。今年の秋のやつは、集荷業者が高い値段を設定しないと集まらないと言ったために、思ったより米が高く推移していると。これ真面目な生産者ほどこの状態を望んでいないんですよ。

米政策に関しては国策であるということですが、やはり経営者が次にどんな戦略をつくったらしいのかということに関しては、米に関わる部分の政策の安定性、これが一番望まれているのではないかという思いで質問いたしましたので、この件に関しては、今期定例会以降の恐らく常任委員会等でも活発な議論がされると思っておりますので、私も経過を見守りたいと思います。

次に、農産物の輸出促進について質問いたします。

我が国の人口減少が急速に進んでおり、国内消費市場は縮小していくものと予想されています。そうした中、本県の農林水産業を持続・発展していくためには、販路として考えるべきが海外ではないでしょうか。

本年四月に閣議決定された政府の食料・農業・農村基本計画では、農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化するとの方針が示され、五年後となる二〇三〇年の目標として、農林水産物・食品の輸出額が五兆円と設定されています。

また、山形県でも第五次農林水産業元気創造戦略の中で、「県産農産物等輸出拡大プロジェクト」を設けており、力を入れて農産物の輸出拡大に取り組んでいるものと承知しております。

その計画の中で、県は、県産農産物の輸出額を現状値である令和五年度の十一・五億円から、令和十年度に十八億

円とする目標値を掲げております。私は、この目標を大胆に高く設定してはどうかと考えます。

農林水産省より公表される農業産出額を見ますと、直近となる令和五年の本県産出額は二千四百四十一億円となっておりますが、昨今の米の価格上昇などの影響で、今年度の農業産出額は、恐らく三千億円にまで迫るのではないかと推察しております。この産出額の一%である三十億円までです。輸出額の目標値を引き上げてもいいのではないかと考えております。

さきの六月定例会、矢吹栄修議員の代表質問において、本県のトップブランド米でありますつや姫に関しては、輸出に向けて戦略的に取り組むといった答弁がありました。私も、つや姫や総称山形牛等の県産農産物はまだまだポテンシャルがあり、輸出の拡大により生産現場にメリットを還元できるのではないかと思っております。

つきましては、最近の県産農産物の輸出状況、また、これまでの取組状況を踏まえ、目標達成のための課題と取組について、高橋部長にお伺いいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 それでは、県産農産物の輸出促進についてお答えしたいと思います。

県ではこれまで、県国際経済振興機構や現地輸入パートナーと連携を図りながら、県外バイヤーを招聘した商談会の開催や、トップセールス等の現地プロモーションによる販売促進など、県産農産物の海外販路開拓・拡大に向けて取組を進めてまいりました。

こうした取組を足がかりに、県産農産物の輸出は着実に伸びておりまして、令和六年度は、輸出量が三千四十トン、輸出額が十三億七千百万円と、いずれも過去最高を記録したところであります。これは香港や北米、欧州向けの米の輸出量が増加したことや、リンゴなど青果物の輸出が好調であったことが要因と考えられております。

今後、さらに輸出を拡大していくためには、現に輸出額が大きい香港、台湾等のアジア地域での商流を拡大するとともに、欧州や米国など、新たな市場を開拓していく必要があると考えております。

そのための課題と対応を主要品目ごとに申し上げますと、まず米でありますけれども、委員からもつや姫のブランド力ということで輸出が期待されるというお話をいただきました。一方で、価格が高くなっている国内向けの米の生産を増やして、輸出向けの米の生産を減らす動きが今非常に懸念されるところであります。

そうした中、県では、これまでのつや姫に加え、収量性が高く、生産者の所得向上につながる米として、新品種「ゆきまんてん」の輸出に向けた可能性を検証する調査を今年度新たに行うこととしております。調査は、輸出量が多い香港に加え、近年、日本食人気の高まりが見られ、今後の需要が期待できる欧州においても実施し、県産米の輸出拡大の可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に、牛肉についてでございますが、総称山形牛として、海外でも高い評価を得ておりますが、他県産や海外産の牛肉との競合が課題となっております。県では、総称山形牛の品質、食味の良さをアピールし、知名度を高めていくために、牛肉の消費量が多い米国や豪州のレストラン等でのプロモーションを継続実施し、さらなる需要の喚起に努めてまいりたいと考えております。

また、青果物につきましては、香港、台湾等のアジア地域で旺盛な需要がある一方で、検疫をはじめとする輸入規制が厳しく、かつ国・地域ごとにこういった輸入規制も異なる状況にありますことから、海外から「山形県のフルーツを輸入したい」という要望がありましても、すぐに輸出にはつながらない難しさがあります。県では、こうした規制への対応策として、輸出関係機関や専門家の協力を得ながら広く周知し、輸出に対応できる生産者の掘り起こし・育成に努めてまいりたいと思っております。

県としましては、高品質な本県の農産物を海外のより多くの方に味わっていただくとともに、生産者の経営安定と所得向上が図られるよう、輸出拡大に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○能登委員長 石川委員。

○石川（正）委員 答弁後半のくだりで、生産者の掘り起こしというところまで答えていただきましてありがとうございます。

ひとえに輸出したいという思いが生産者にあったとしても、やはり海外という国境の壁とかありますと、これまで本当に間に入って頑張ってこられた事業者の方々、多々いらっしゃるのではないかというふうに思います。そういった部分の事業者も合わせて育成していただければありがたいなと思いました。

農産物の輸出に関しましては、同僚でございます齋藤俊一郎議員と農水省に伺って、二年ぐらい前でしたので、ちょっと今の話とはタイムリーには欠けるんですが、山形県の農産物、極めて安全だと私は思っています。つまり厳格な防除基準を皆それぞれの農家の方々、厳守されているからです。

ところが、国や地域によっては、山形県では認められている例えば農薬とかが認められないと、重々農林水産部の方も承知されていると思いますが、事業者の育成、それから生産者の掘り起こし、あとはその方々がどんなものをどこに売りたいのかというところを的確につかんでいただいて、今言った基礎的な情報をぜひ事業者、生産者の皆さん

と共有していただければありがたいなと思いました。

これ、次、難題行きます。ニジサクラの生産拡大について質問いたします。

本県が開発した御当地サーモン「ニジサクラ」への市場関係者の期待は大きく、地域活性化につながる大きな可能性を秘めていると考えております。県民や山形を訪れる旅行者が一年を通して味わえるような、安定的な生産体制を確立することが喫緊の課題であると考えております。

ニジサクラの養殖には、適した水質や水量の確保、病気に弱いこと、さらに出荷まで三年以上かかるなど、克服すべき課題が多くあることは私も十分に承知しております。

こうした課題がある中で生産を拡大していくためには、条件に適した養殖池を探することはもとより、地下水の利用や屋内養殖施設の整備など、新たな取組を検討する必要があるのではないでしょうか。この場合、初期投資が必要でありまして、事業費が高額となるときは、従来のオーダーメード型支援に加え、さらなる補助制度について検討が必要と考えられます。また、生産の拡大と並行し、ニジサクラの流通・販売の促進に向けた取組を進めていくことも重要と考えております。

そこで、ニジサクラのさらなる振興に向けた課題と県の取組状況について、高橋部長の見解を伺います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ニジサクラの生産拡大についてお尋ねがありましたのでお答えします。

ニジサクラは、山形県初の御当地サーモンとして、令和五年度に本格デビューし、現在、県内の八事業者で養殖が行われておりますが、令和六年度の出荷尾数を言いますと一千二百三十三尾にとどまり、今年度も約一千二百尾の見込みで生産拡大が進んでいない状況にあります。

この生産拡大が進まない要因としては、大きく二点あるものと考えております。一つ目は、ニジサクラの養殖には一定の飼育条件が求められる点でございます。具体的には、ニジサクラは酸欠になりやすいため、水温が十から十五度程度の清涼な水を大量に必要とすること。さらに、ニジマスが保有する病気に弱いために、ニジマスと一緒に飼育できないことなどがあります。このため、ニジサクラを養殖できる環境の業者が限られ、当初想定していたニジマス養殖業者によるニジサクラの養殖が進んでいない状況になっているということをございます。

二つ目は、生産コストが高い点がございます。ニジサクラはほかの養殖魚に比べ、稚魚から成魚への成長過程で高い死や奇形発生による生産ロスといったものが多く生じております。そのため、一尾当たりの生産コストは高上がりとなり、養殖業者の利益も出にくくなっています。

このように、飼育条件が厳しく、生産コストも高い状況にあることから、新たにニジサクラの養殖への参入を検討する事業者も数少なく、今後、ニジサクラの生産を大きく拡大していくことは難しい状況にあると言わざるを得ないというところでございます。

一方で、流通業者からは、「ニジサクラは食味の面で評価が高く、飲食店や旅館・ホテルでは、一定の需要が見込まれている」とも聞いております。このため、現在取り組んでおられるニジサクラ養殖業者には、生産コストをより一層引き下げ、今後も生産に取り組んでいただけるよう、内水面水産研究所による飼育技術指導など、引き続きしっかりと支援してまいりたいと考えております。

また、今後のニジサクラの流通・販売の方向性につきましては、少ない生産量を希少価値として前面に打ち出し、ターゲットを飲食店や旅館・ホテルを中心に絞り込み、山形でしか味わえない、ブランド価値の高い一品として売り込んでまいりたいと考えております。

しかしながら、内水面養殖業の振興の視点に立ちますと、病気に強く、育てやすい、成長が早いといった、そういった特徴を有する新たなブランド魚の開発が必要でありますので、現在、内水面水産研究所において、その開発の検討を進めているところであります。

今後ともニジサクラの生産・流通・販売支援にしっかりと取り組むとともに、新たなブランド魚の開発を並行して進めながら、本県の内水面養殖業のさらなる振興を図ってまいりたいと考えております。

○能登委員長 石川委員。

○石川（正）委員 私の想像よりも厳しいお答えだったと思う。新たな魚種の開発もいいんでしょうけれども、ニジサクラうまいですよね。私、議席を賜って丸二年経過して、一番最初、農林水産常任委員会に配置させていただいたときに一回食べたんですよ。まさにサケ・マス好きな日本人にとってはぴったりであると。でも、まだ工夫される余地は、私は投げ出さない限り失敗ではないと思いますよ。

米沢の内水面水産研究所、私も今年の一月、あのときはコイを含めた屋内養殖というところの可能性を勉強したときに教えていただいたのが、アクアポニックス、つまり魚と植物と同じ循環システムの中で飼育するということです。ニジサクラはコイとは違うんで、分かっているんですが、例えばニジサクラを新たな付加価値、コストを下げなさいという流通業者の声も分かりますが、じゃあ、価格だけでいたら山形県何も作れなくなりますよ。

逆に、今言った、魚と植物を同時に育てるということは、水の節約になるし、あるいは人工的に作られたニジサクラの生産が自然河川に及ぼす環境負荷が著しく低減されるんですよ。そんなところで、価格転嫁できないかなというふうに、私はあえてこの際申し上げたいと思いました。

次に、やまがた森林ノミクスの加速化についてお尋ねいたします。

県土面積の約七割を占める森林は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を蓄積することから、地球温暖化対策において極めて重要な役割を果たしております。まさに、ゼロカーボンやまがた二〇五〇の実現に向け、大きく貢献しております。

今後も森林の二酸化炭素吸収量を確保していくためには、県が提唱している「伐ったら植える」再造林の取組を着実に継続するとともに、伐採した木材を建築物等に利用し、吸収した二酸化炭素を長期的に貯蔵する取組が重要となっております。

その代表的な取組として木造住宅がありますが、県内の今年の新設住宅の着工件数は、資材価格の高騰などの影響もあり、七月期で前年比三割減となっております。

こうした状況を踏まえれば、将来の県産木材の需要をめぐる環境の変化に対応できる取組が重要であり、例えば、アパートなどの中大規模建築物の木造化、それから鉄筋鉄骨構築物の内装の木質化、化石燃料由来の製品から木工製品への置き換え、また、災害対応として仮設住宅などの建築部材のストックなど、県産木材の新たな需要拡大に向け検討すべきと考えます。

木材需要が新たな局面を迎えるようとしている中、将来にわたって地域の製材工場や木材関係者が「木の国やまがた」の魅力を十分に発揮できるような、新たな事業展開を期待しております。

こうした中、やまがた森林ノミクスの加速化については、今年春に策定されました第五次農林水産業元気創造戦略に引き続き盛り込まれておりますが、中でも、県産木材の供給体制の強化と利活用の促進が重要と考えております。県においては、一般住宅建築への補助、設計士の育成等の施策を講じていると伺っておりますが、県産木材の利用拡大に向けた取組の経緯や課題についてどのように捉えておられるのか、農林水産部長のお考えをお伺いいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長

○高橋農林水産部長 ただいま森林ノミクスの加速化についてお尋ねがございましたのでお答えしたいと思います。

本県の木材生産量は、近年増加傾向にあり、直近の令和五年には約五十九万立方メートルとなっております。その内訳は、バイオマス発電所向けのいわゆるCD材が約三十一万立方メートルで全体の五割以上を占め、寸法の小さな板を張り合わせて作る集成材向けのB材については、約十七万立方メートルと横ばいで推移しております。

一方で、高い価格で取引される建築用材向けのA材の利用ですが、約十一万立方メートルと、こちらは減少傾向にあることから、森林資源の循環利用を推進するやまがた森林ノミクスを加速するためには、このA材の需要を喚起していくことが必要となっております。このことから、県では、住宅分野での利用を促進するため、県産木材を使用した新築住宅に対し、平成二十五年度以降、延べ一千九百九十三棟分の助成を行ってきております。

しかしながら、委員からもございましたように、人口減少に伴い、住宅着工戸数の大幅な増加が期待されない中で、今後は一棟当たりの県産木材の使用割合を高めていくことが課題となってくると考えております。

このため、今年度から伐採事業者と製材事業者とが連携して、地域の工務店等の需要に応じ、A材を安定的に供給する試行的な取組への支援を行っております。具体的には、製材事業者向けの丸太の選別経費を伐採事業者に支援するとともに、工務店向けの製材品の加工や乾燥に要する経費を製材事業者に支援することで、地域内でA材が川上から川下まで円滑に供給されるサプライチェーンの構築を目指すこととしております。

また、非住宅分野では、令和元年度から、県産木材を使用して新築する民間の事務所等に対し、さらに昨年度からは、展示効果の高い商業施設等の内装の木質化に対して助成を行っております。しかしながら、これまでの実績は四十七棟にとどまっており、これはアパートや店舗等の中大規模建築物の木造・木質化の設計に対応できる技術者が少ないことが大きな要因の一つと考えております。

このため、令和五年度からは、中大規模建築物の木造・木質化に取り組む建築士の養成を始めており、これまで四十七名を「やまがた木造設計マイスター」として認定し、今年度も約二十人を認定する見込みとなっております。

今後は、住宅分野では、県産木材のサプライチェーン構築の取組を県内各地に広め、住宅に使用される県産木材の割合を高めていくとともに、非住宅分野では、マイスターによる中大規模建築物の木造・木質化を設計する機会を増やすため、マイスターと建設業との連携・協力できる体制づくりを進めていくこととしております。

県としましては、県産木材の供給体制の強化と利活用のさらなる促進を図り、やまがた森林ノミクスを発展・加速してまいりたいと考えております。

○能登委員長 石川委員

○石川（正）委員 私も、今年度から開始しておりますサプライチェーンの構築というところで、新たな支援をされ

ているということは非常に期待しております。何でかといいますと、今、設計士の方もマイスターと横文字になっていますが、木造に関わる知見を有する方が四十七人確保されたと。あとは地元の製材所に、今度はどんな住宅が好まれるんだというところに向けて、ターゲットを絞った事業展開が民間の中でもできる可能性が広がったというふうに私は捉えております。

質問文書中、農林水産部長、多分、立場上なかなかお答えづらかったかなと推察されるのが災害用の仮設住宅の部材のストックです。吉村知事は、退職金の問題に関して、昨年の豪雨による被災者がおられる中で、まだ退職金をもらう時期ではないというふうに明言されておりまして、私も感じ入っております。

災害復旧の財源を使った仮設住宅という取扱いはあるものの、本当に被災者に寄り添うのであれば、県が支援できる体制のための準備として、公費による仮設住宅の支援もぜひ部長さんの間で話をさせていただければありがたいと思います。

やっぱり、災害直後はみんな不安なんですよ。家を失った方、どうやって暮らすんだと。じゃあ遠くにいる子供にでも身を寄せるかと。あるいは、災害の来ない、よその自治体に行ってしまう。定住促進の観点からも、ぜひ公費による材料のストック、検討していただければありがたいなと思います。

農林水産部長には、長時間拘束して心苦しく思っておりますが、私の考え、私見になりますが、部長は生産現場、それから各事業体の経営事情にも明るいので、そういう方々の声を代弁する私の声もきっと県に届くんだろうと期待を込めてお話ししました。

後ほど観光の話をいたしますが、やはり山形県は一次産業があって、いろんな魅力を発信できる県でございますので、これからのお活躍を切にお祈りいたします。

高橋部長、ありがとうございました。

次に、観光の広域周遊の推進について質問いたします。

先日、デービッド・アトキンソン氏の講演を聞きました。アトキンソン氏は、先日の代表質問における折原副知事の答弁でも触れられた方であります。講演では、オックスフォード大学で日本語学を専攻し、日本の文化や歴史に造詣が深い在日のイギリス人であり、日本政府観光局の特別顧問として日本のインバウンド政策に的確な助言を行ってこられた方と紹介されておりました。

講演の中で、山形県の観光に話が及んだとき、特に印象に残ったのは、「山形県の観光はまだまだ発展する可能性があること」、そして「一日でも長く山形に滞在していただく工夫が必要である」ということでした。

最近、旅行事業者が、最も予約の難しい観光地として銀山温泉を挙げていました。海外からの旅行者で何度も日本にいらっしゃっている方は、既に京都などの有名観光地には飽きてしまっていることも考えられるのではないかということでした。

携帯電話等の位置情報に基づく調査によりますと、昨年冬期間、銀山温泉に来られた方は、国内旅行者を合わせると約十一万人と伺っております。こうした方々を県内のほかの観光地に誘導し、周遊を促す取組が山形の観光の発展には重要と考えます。

例えば、銀山温泉から最上地域では最上川舟下り、さらに庄内地域に足を延ばし出羽三山に象徴される精神文化を体験していただき、県内にもう一泊してもらうような取組となります。このような広域的な周遊観光を推進するに当たっては、観光地に属する観光事業者や市町村だけの取組にとどまらず、県が旗振り役となり、全県的な仕組みを構築することが求められると考えます。加えて、近年の旅行のスタイルが団体から個人へ移行している状況を踏まえますと、よりきめの細かい体制の整備が必要だと思います。

そこで、観光の広域周遊の推進について、山形県としてどのような取組を展開されるのか、黒田観光文化スポーツ部長に伺います。

○能登委員長 黒田観光文化スポーツ部長。

○黒田観光文化スポーツ部長 観光の広域周遊の推進についてお答えいたします。

本年三月に策定いたしました第三次おもてなし山形県観光計画では、観光消費額を令和十一年に二千六百億円とする目標を掲げております。目標達成に向けては、特に観光消費の単価が高いインバウンドの県内周遊を促すことで滞在時間を増やし、宿泊を伴う消費拡大に結びつけていくことが重要であると認識をしております。

そのような中、民間事業者が中心となり、インバウンドに人気の高い銀山温泉や、蔵王、山寺などへのアクセス向上のため、冬の間において山形駅から銀山温泉への直行バスを運行しているほか、これらの観光地間の周遊を目的に、仙台から蔵王や銀山温泉をめぐる日帰りのバスツアーが催行され、さらに、この秋には、山寺—蔵王間の直通バスの運行も計画しております。

また、蔵王温泉（一五四頁で天童温泉と訂正された）や赤倉温泉では、宿泊客を対象に銀山温泉街への入場チケットつきのバスやタクシープランを販売することで、宿泊者数の増加に結びつけるなど、人気の観光地と連携した様々

な取組が行われているところです。

県においては、海外から本県を訪れる旅行者の宿泊先や移動手段などの詳細な調査に昨年の冬から着手し、現在も通年で動向の分析を進めているところであります。冬季の銀山温泉では、台湾や香港などアジア地域からの来訪者が大半を占めていること、また、宿泊予約が取りにくいこともあります。レンタカーなどにより隣県から日帰りで訪れる観光客が多く、限定的な観光地訪問になっている状況が判明したところです。

こうした状況を踏まえ、今年度、県では銀山温泉を訪れる台湾からの個人旅行者の周遊を促進するため、銀山温泉関係者や関係自治体、DMO等で構成する山形県広域観光連携プロジェクトチームを先月設置し、検討を進めているところです。具体的には、現在の民間の取組と併せ、周遊の範囲をさらに広げができるよう、最上地域や庄内地域での宿泊を伴う周遊ルートを構築することとし、観光事業者の招請やモニターツアーによる検証を行うことで、今後の販売や個人旅行者への波及、それらの旅行者を結ぶ交通手段の検討にもつなげていくこととしております。

県としましては、まずは銀山温泉を核としてこれらの取組を進め、今後はグリーン期や他の観光地でも展開していくことを考えております。

コロナ禍を経て、インバウンドは増加傾向にあるものの、個人旅行の増加や一部地域への集中など、観光を取り巻く状況は絶えず変化しております。県といたしましては、こうした変化を踏まえ、各地の観光事業者との連携をさらに強化し、満足度の高い県内での周遊・宿泊につながるコンテンツの造成や、より一層の情報発信を図り、県内滞在の長期化、観光消費額の拡大を推進してまいります。

○能登委員長 石川委員。

○石川（正）委員 ありがとうございます。

次は、最後の質問になろうかと思いますが、宿泊税に対する認識と今後の方向性というところで再度確認したいと思います。

この件に関しましては、本年、二月定例会において、梅津庸成議員が我が会派を代表して質問した経緯があります。

観光は本当に伸び代がある分、まだまだ手のかかることがたくさんあると、やっぱりそこで重要になってくるのが財源の確保であるというふうに思っております。一般財源で対応できるうちはいいのですが、さらに進化させていくば、より多くの財源を集めなきゃならないとなるのではないかと。

そこで、現在、山形県における宿泊税について、どのような認識を持ち、今後の方向性についてどのように考えておられるのか、黒田部長にお伺いいたします。

○能登委員長 黒田観光文化スポーツ部長。

○黒田観光文化スポーツ部長 宿泊税に対する認識と今後の方向性についてお答えいたします。

本県の観光を取り巻く環境には、個人旅行化の進展に伴うマーケティング手法の変化や、サービス供給側の人手不足、インバウンドの拡大に伴う局地的なオーバーツーリズムなど、新たな課題が生じております。国内の多くの自治体でも同様に多様な課題を抱え、その解決のため様々な手法により財源確保を工夫し、施策が展開されております。宿泊税は、そうした施策目的実現のための財源確保策の一つとして、全国の市町村を中心に複数の団体で導入あるいは導入の検討が行われているものと承知しております。

一方、政府では、観光立国の実現のため、出国者を対象に国際観光旅客税を徴収し、これを財源とした地域の観光振興施策への様々な支援メニューを用意しています。そのような中、局地的なオーバーツーリズムなど特定地域における課題について、県内でも蔵王や銀山のエリアで観光庁の支援事業を活用しながら対策を講じているところです。

また、県では、観光消費額の目標達成のため、消費意欲の高いインバウンドの誘致に向け、都市部に集中する外国人観光客を地方にシフトさせる政府の施策を活用し、県全域を観光庁選定の高付加価値なインバウンド観光地づくりのモデル地域として、地域の方々を巻き込みながら、受け入れ態勢の向上や販路形成等に取り組んでいるところです。

県としては、引き続き本県全域で取り組むべき新たなニーズや課題への対応には、政府の支援メニュー等の活用を積極的に図っていくべきものと考えております。しかしながら、こうした財源には終期があり、毎年の制度変更もあることから、県独自の多様な諸課題に機敏に対応するためにも、自主財源を検討していくことは意義があると認識をしており、宿泊税の導入を決定した県から導入までの経緯や課題をヒアリングするなど、研究を進めているところであります。

宿泊税は、観光振興財源を確保するための一つの手段であるものの、県税として導入を決めた先行自治体の例では、中小宿泊施設の事務負担感の増や、宿泊税を導入していない近隣県との競争力の低下を懸念するなど、様々な観点から意見が寄せられ、県民や関係者の理解と共感を得ることが重視されているところです。

県としましては、今後の観光振興の在り方について、県民の皆様や観光業界との合意形成につなげるべく、宿泊、立ち寄り施設、交通など様々な関係者の意見を丁寧にお聴きするとともに、観光審議会等の場で各方面の専門家の助言もいただきながら、時代の変化に応じた戦略的な施策に取り組むために必要となる財源確保について、しっかりと検

討してまいります。

○能登委員長 石川正志委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十二分 休 憇

午後 一時 零 分 再 開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

先ほどの石川正志委員の質問について黒田観光文化スポーツ部長より発言を求められておりますので、許可します。
黒田観光文化スポーツ部長。

○黒田観光文化スポーツ部長 先ほど石川正志委員に対する観光の広域周遊の推進についての答弁の中で、銀山温泉街への入場チケットつきのバス・タクシープランを販売している温泉地につきまして、「蔵王温泉や赤倉温泉」と申し上げましたが、正しくは「天童温泉や赤倉温泉」でございますので訂正いたします。

○能登委員長 質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。相田日出夫委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

相田日出夫委員。

○相田（日）委員 自由民主党の相田日出夫です。このたび、予算特別委員会において質問の機会をいただきましたことを心より感謝を申し上げます。

本委員会で質問させていただいたのは、ちょうど一年前の九月二十七日でした。昨年の質問の機会を思い出しますが、月日のたつのが本当に早いもので、できることなら分身が欲しいと思うのは私だけでしょうか。

本日も許可をいただき、資料を使用して質問をさせていただきます。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

まず最初、保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業についてです。

この問題は、これまで繰り返し質問を重ねてきました。子育て世帯の将来に関わる重要な課題であると認識しておりますので、今回も知事に質問をさせていただきます。

令和七年二月定例会の知事説明において、子育て世代への支援策としては、安心して子供を産み育てることができるよう、ゼロ歳から二歳児の保育料無償化に向けた段階的な負担軽減の取組を拡充するとの方針が示されました。この方針に基づき、（画像を示す）この資料の左側、「目的」の表のとおり、本年度から対象世帯が拡充され実施されたことに対し、まずもって知事に、前向きな取組に心より感謝を申し上げます。

本年度拡充された具体的な事業内容については、資料右側の事業内容にありますとおり、所得階層区分の第五階層における月額保育料四万四千五百円の四分の一を県が支援するものです。

資料を御覧ください。（画像を示す）県全体の令和七年四月一日現在における「〇～二歳児の保育認定数の所得階層区分別割合」の資料になります。また、次の資料は、県内のある自治体における九月一日からの「保育料改定に伴う階層別区分毎の児童数と割合」の資料です。

今年四月からの対象世帯の拡充は、子育て世帯への経済的支援として高く評価しますが、賃金上昇に伴う所得階層区分の変更により保育料の負担が増加したとの声も聞かれます。

知事は、二月定例会の一般質問において、労働力不足が深刻化する中、子育てをしながら働き続けられる環境づくりは、社会全体にとって大きな経済的效果をもたらすと答弁されました。

しかし、給与上昇等によって、第四階層から第五階層、第五階層から第六階層へ移行することで、結果的に昨年に比べ保育料負担が増加する世帯も発生しているものと承知しております。こうした状況は、「子育てするなら山形県」の実現にとって課題であり、この理由として、国基準利用料が物価や賃金水準の上昇率に連動するように見直されていませんことにあると思います。

また、保育料は、毎年四月と九月の直近の所得額を基に決定されますが、年度途中で保育料が変わることは、家計の計画を立てる上で不安な要素となります。経済的にも安心して子育てができるよう、一年または複数年で同一の保育料とするなど、制度の見直しも必要だと考えます。

この資料は、「保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業実績」です。（画像を示す）負担軽減を受けられた対象者は、令和六年度の約四〇%から令和七年度は約八〇%に大幅に拡大し、令和七年度の負担軽減事業の交付決定額は前年度より約四億円弱の負担増となっております。

知事は、同じく二月定例会の一般質問において、「保育や教育など全ての子供が等しく享受すべき基本的な施策は、

本来、政府が指導して取り組むべきもの」と、県として、県議会、市長会や町村会とも連携し、あらゆる機会を捉え、政府に強く働きかけていくと答弁されております。

今回の負担軽減策は歓迎すべきことであり、長期的に継続していただきたいと思います。子育て世帯が将来の見通しを立て、安心して子育てを行うためには、安定的で継続的な支援が必要であり、国の制度として無償化が実現するまでの間、県としても財源を確保しながら事業を継続していく必要があると考えます。

こうした状況を踏まえ、保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業にどのように取組を進めていくお考えなのか、知事に御所見をお伺いいたします。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業についての御質問でありますのでお答えいたします。

若い世代の経済的な負担感をできる限り少なくて、安心して子育てができる環境づくりが重要と考えておりますので、令和三年度から、政府に先駆けてゼロ歳から二歳児までの保育料の負担軽減に取り組んでまいりました。今年度からは、政府基準の所得階層八区分のうち、これまでの第三・第四階層の世帯に加え、新たに第五階層の世帯まで支援を拡充することで、対象となる子供の割合は大幅に拡大し、全国トップクラスの保育料の負担軽減となっております。

また、市町村における取組も年々広がってきておりまして、現在九つの市町村で、所得要件を問わず全階層の保育料が無償化されております。そしてまた、第五階層につきましても、約八割の市町村で県と同程度の支援が実施されております。市町村の皆様には、様々な制約がある中、連携した取組を実施していただいておりますことに、改めてこの場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

今年度も、市町村や関係の皆様から丁寧にお話を聞きしながら本事業を進めているところであります。多くの市町村から現在の負担軽減内容の維持を望む声や、「本事業はぜひ継続してほしい」ですか、「本来は政府で全国一律に取り組むべきである」といった御意見を頂戴しております。子育て当事者の方からは、このたびの支援拡充により、「保育料が軽減されてありがたい」といった声を頂戴しているところです。

保育料は、所得階層区分に応じた負担を前提とした制度ではありますが、近年の賃金などの動向もありますので、階層区分の状況も見ながら事業を運用していく上での課題なども含め、引き続き、市町村や当事者の方の声をお聞きしてまいりたいと考えております。

市町村からの御意見にもありますが、私は、これまで県議会の皆様と連携して、政府に対し、保育料の完全無償化について施策提案を行うとともに、全国知事会の男女共同参画プロジェクトチームのリーダーとして、継続的に提言を行ってまいりました。

その結果、本年六月に示された政府の「地方創生二・〇基本構想」に、子供・子育てに関する政府の役割などの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含めて検討していくとの内容が盛り込まれました。

今後は、幼児教育・保育の完全無償化のための制度の具体化に向けて、県議会、市長会や町村会などと連携して、あらゆる機会を捉えて政府に強く働きかけてまいる所存であります。

少子化が加速する中、市町村と連携して取り組む本事業は、優先度の高い重要な継続事業であるとの思いは今も変わっておりません。引き続き、関係の皆様の声をしっかりとお聞きしながら、本県で子育てをする方に「子育てるなら山形県」と実感していただけるよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○能登委員長 相田委員。

○相田（日）委員 知事、ありがとうございました。

現状の課題について御理解いただいたと思いますので、県内市町村と連携し、子育て世帯が「子育てるなら山形県」を実感できるよう、先ほど知事の答弁の中にもありました、優先度が高く重要であるというお話をございました。

さらに、少子化対策の対応としても、やはりお子様を増やす一つの施策としては、保育料というのは重要な対応かと思います。人口が減少していく中で、市町村に一人でも多くお子さんが生まれ、安心して保育できる環境を整えるのは、県としても重要な役割かと思いますので、ぜひとも早急に対策を実行していただきますようお願いを申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、病児・病後児保育の取組についてお聞きします。

共働き家庭にとって、病児・病後児保育施設は、子供の急な病気に対応し、育児と仕事の両立を支援する上で不可欠な存在です。これは、親だけでなく、従業員の安定した雇用を支える企業にとっても重要な役割を果たします。この点において、本県の病児保育事業の現状と今後の展望についてお伺いいたします。

国は、こども家庭庁の発足に伴い、令和六年三月三十日付で、病児保育事業実施要綱を通知し、職員配置基準や多様な事業形態への対応等について改めて周知したところです。県はこの要綱を踏まえ、実施主体である市町村に対し、情報提供や具体的な運営課題に関する研修や意見交換を実施されていると思います。

資料のとおり、(画像を示す) 本県の病児・病後児保育施設の設置状況は、全ての市では病児・病後児保育施設のいずれか、もしくは両方が整備されていますが、町村では整備状況にばらつきが見られます。また、令和五年以降、県内で施設が増えていない状況にあります。

私自身、施設に伺い利用状況をお聞きしたところ、感染症流行期には、利用申込みが定員を上回り、利用を断らざるを得ない状況が発生しているとのことです。また、利用申込みの際に、見込み分を含めた数日分をまとめて予約する場合もあり、定員の関係で本当に利用したい方が利用できず、隣接する市町村の施設を利用しているケースもあると伺っています。施設の利用申込みや取消しは電話対応が主で、利用者は施設の空き状況を直接問い合わせなければならぬ状況です。

サービスを利用したい方が県内どこでもいつでも利用できる環境を整備するためには、ＩＣＴ・情報通信技術を活用した予約・空き状況の一元管理など、利用者と施設双方の利便性を高めるための対応策をさらに進めていく必要があると考えます。

病児保育事業は、常に利用者が多い状況が望ましいものではなく、どうしても家庭での対応が困難な場合の最後のセーフティーネットとしての役割が重要です。少子化が進む中で、県と市町村、運営施設が連携し、企業・団体からの要望等も踏まえ、施設へのアクセスが困難な地域への対応や、保護者の多様な働き方に対応するため、利用者の実態やニーズを踏まえたサービス提供体制を整える必要があると考えます。

「子育てするなら山形県」を掲げている県として、今後、病児・病後児保育にどのように取り組んでいくお考えか、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

○能登委員長 齋藤しあわせ子育て応援部長。

○齋藤しあわせ子育て応援部長 病児・病後児保育の取組についてお答え申し上げます。

育児をしながら働く女性の割合が高い本県において、子供が病気の際に、自宅での保育が困難な保護者に代わって、病院や保育所等で一時的に病気の子供を保育する病児・病後児保育の取組は、安心して子育てできる環境づくりを進める上で重要な保育サービスの一つであると認識しております。

病児・病後児保育の実施施設においては、看護師の配置や医療機関との協力体制の構築が必要ですが、令和七年九月時点での実施箇所数は、地域のお子さんを預かる病児・病後児対応型が四十九か所、保育施設が自園のお子さんを預かる体調不良児対応型が六十四か所の合計百十三か所となり、前年同期に比較しまして、体調不良児対応型において二か所の新設となっております。

具体的な病児・病後児保育の実施に当たりましては、各市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画において、年度ごとの利用人数から算出した必要量を上回る受入れ枠が確保されておりますが、施設の受入れ定員の多くは三人程度であり、急なキャンセルがあった場合の定員の有効活用や感染症の拡大期等におけるキャンセル待ちへの対応なども課題と伺っております。

こうした状況を踏ままして、県では毎年度、市町村や保育施設等を対象とした研修会を開催し、顔の見える関係構築を図るとともに、実施施設からの具体的な内容について事例発表などを行い、実施箇所の新設や体調不良児対応型から病児・病後児対応型への移行を促す取組を進めてまいりました。加えて、病児保育等の新設や既存施設の拡充を行う場合の施設整備費用の一部について助成を行っております。

また、市町村においては、県内四地域ごとに広域利用協定等を締結し、多くの市町村で病児保育等の広域利用が可能となっているほか、山形市や鶴岡市などでは、病児保育ネット予約システムの導入により、申請や空き状況の確認、キャンセル待ちの連絡がオンライン上で可能となるなど、利用者の利便性の向上が図られております。

一方で、子供が急な病気のときに仕事を休むことができる環境づくりも大切であり、今年三月に策定をいたしました「山形県こども・子育て笑顔プラン」では、子供・若者、子育て当事者に温かい社会づくりのため、「共働き・共育ての支援」を重点施策として、事業主に対する仕事と家庭の両立支援の意識醸成や男性の家事・育児への参画促進を進めることとしております。

県としましては、こうした取組も併せて進めながら、引き続き実施主体となる市町村をはじめ関係機関と連携しながら、利用する方に寄り添ったサービス提供が図られるよう取り組んでまいります。

○能登委員長 相田委員。

○相田(日) 委員 部長、答弁ありがとうございました。

本件の必要性については、部長も御理解いただいておりますので、ぜひとも取組をお願いしたいと思いますし、今までの山形県ですと、三世代同居率が高い県として全国に誇れるところですけれども、今は、近年の定年延長や、あとは同居しない核家族が増えております。こうしたときに、どのように子供が病気になったときの瞬発的な体制というのが今求められているのではないかなと思います。

先ほど部長の答弁の中にもありましたけれども、やはり時代に合わせて、例えば訪問型病児保育や、あとは少子化

の影響によって受入れ人数が縮小している保育施設で、病児・病後児保育に行かなくても、一時的に活用できる体調不良型保育など、そういった現場の声を聞いていただき、県なり市町村がどういった形で支援できるか、その辺も含めてぜひとも対応をお願いしたいと思います。

続きまして、障がい児保育の取組についてお聞きします。

保育施設における特別な支援を必要とする児童への対応は、子供たちの健やかな成長と保育の質の確保に不可欠な要素であります。しかしながら、特別な支援を必要とする児童の増加に伴い、現場の保育士の負担増大は深刻な課題となっております。また、国の配置基準を超える保育士の加配が施設の財政負担を重くしており、運営を圧迫している現状にあります。

資料が示すように、(画像を示す)令和五年の実績では、障がい児を受け入れている保育施設等は二百二施設、児童数は八百三十六名に上っております。

また、置賜総合支庁の報告によれば、発達障がい児または気になる子がいる施設は、平成三十年の六十二施設中四十九施設から、令和五年度には六十八施設中六十二施設へと増加しており、児童数も五千二百八十二人中四百四十九名のハ・五%から四千八百六十八人中五百九名の一〇・五%へと上昇しています。これは全国的な課題であることがこちらの資料からも明らかであります。(画像を示す)

こうした状況を踏まえ、今年も置賜総合開発協議会や自治体から知事に対して、障がい児保育に対する財政支援の拡充を求める要望書が提出されております。この問題は、県全体で取り組むべき喫緊の課題と認識しております。

現在、特別な支援を必要とする児童に対応するための保育士加配に対しては、国の運営費補助の一メニューとして療育支援加算が講じられていますが、その額は、保育士の入件費を十分に賄えるものではないため、施設側の負担が発生しております。また、施設が療育支援加算を市町村に申請し、認定を受けるまでに一定の期間を要することや、認定されない場合は、全てが施設の負担となることなど、施設の運営に深刻な影響を与えかねません。

障がい児保育への支援は、経済的な負担軽減にとどまらず、多岐にわたる効果をもたらします。特別な支援が必要な子供たちが安心して過ごせる環境を整えることで、その子なりのペースで資質・能力を育むことができます。また、他の子供たちにとっても多様性を受け入れ、共に過ごすことの楽しさや喜びを感じる貴重な機会となります。

こうした重要な役割を担う保育現場では、障がい児への対応に困難を抱え、他の園児に十分な配慮が行き届かないことへの心苦しさを感じているという声も聞かれます。

こうした状況を踏まえ、県では、今後、障がい児保育にどのように取り組んでいくお考えか、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

○能登委員長 斎藤しあわせ子育て応援部長。

○斎藤しあわせ子育て応援部長 障がい児保育の取組についてお答えいたします。

障がいの有無にかかわらず、全ての子供が共に健やかに育つことができる環境づくりは、「こどもまんなか社会」の実現に向けて大変重要であると考えております。

本県の保育所等における障がい児の受入れ数は年々増加し、直近の令和六年度は、認可保育所等では約七割に当たる二百十二施設で九百二十一人を受け入れているところです。また、集団生活の中で個別に配慮を必要とする発達に特性のある子供についても増加傾向にあり、これらの施設では、子供の発達の状態に合わせた対応が必要とされております。

こうした中、保育所等での障がい児の受入れについては、おおむね障がい児二人に対し、加配保育士一名が地方交付税で措置されておりますが、保育の現場においては一対一の対応を必要とする場合も多く、二十二の市町では交付税措置を上回る保育士が配置されております。

適切な保育士配置には、実態に見合う財源の確保が不可欠であります。このため県では、令和八年度の政府の施策等に対する提案や全国知事会提言等において、障がい児保育の充実に向けて、財政支援制度の拡充を強く要望しているところであります。

また、県内の保育所等においては、家庭や児童発達支援事業所等の関係機関と連携して、障がいのある子供一人一人について個別支援計画を策定し、保育所保育指針に基づく指導計画に位置づけた保育を行っており、県では、毎年、児童福祉法に基づく指導監査において、個別支援計画の策定状況や支援内容を確認するなど、適正な保育の確保に努めています。

さらに、地方交付税が措置されない届出保育施設や児童館についても、県独自に受入れに対する支援を行っているほか、障がいのある子供が適切な環境の下で保育を受けられるよう、既存施設の改修を行う保育所等への助成を実施しております。加えて、受入れ施設の拡大等に向けて、障がい児保育に対する理解を深め、保育現場で生かすことのできる実践的な研修を実施するなど、保育士の資質の向上を図っているところです。

障がい児の保育につきましては、子供の特性に応じた適切な支援が必要です。今後も保育現場の声を丁寧にお聞き

しながら、受入れ施設の拡大に向けた取組を継続するとともに、政府に対し、財政支援制度の拡充等に向け、市町村や県議会と連携し、あらゆる機会を捉えて働きかけを行い、全ての子供が誰一人取り残されることなく、安心して過ごすことのできる環境づくりに取り組んでまいります。

○能登委員長 相田委員。

○相田（日）委員 状況については部長も御理解いただいているのであれですけれども、国のはうでもいろいろ検討されていると思います。

ただ、先ほど部長の答弁にありましたとおり、人数が増えている。少子化で子供たちは減っておりますけれども、現状、そういう対象になる子が増えているというのは事実でございます。対象者に対して、施設運営にいろんな支援は必要かと思いますけれども、本来どのタイミングでそういったお子さんが少なくなるような対策というのも、逆に言ったら、今後はもっともっと国と連携しながら、根本的な原因を究明するなり、いろいろなことをしていくことも当然必要なのかなと思っております。

また、この対応が丁寧にされることによって、小学校に入学した際に、やはり学校の先生方も負担がかかるかからないか、この保育の時代で、施設側で対応していただけないと大変ありがたいというお声も聞いておりますので、ぜひその辺は幼小連携、もしくは国・自治体の中で現状をきっちり把握していただきながら、引き続き対応をお願いします。

部長、どうもありがとうございました。

続きまして、緊急銃猟への対応状況についてお聞きします。

昨今、熊の出没は例年になく異常な事態となっており、県民の安全確保が喫緊の課題です。まず、資料、（画像を示す）九月二十一日現在で公表されている県内でのツキノワグマの月別目撃件数や市街地での目撃データは、日常生活での遭遇リスクが極めて高まっていることを示しています。

これに対して、ウェブサイトで、なぜ山形市内で銃ではなく麻醉銃での駆除だったのか、県の対応はどう考えているのかという質問がありました。県は、熊の出没対応は市町村が主体であり、市町村は現場の状況や緊急度に応じて対応していると回答。住宅密集地域では、住民の安全確保を最優先するため、鳥獣保護管理法により銃の使用が禁止されており、麻醉銃が重要な選択肢だったとしています。

しかし、法改正により、二〇二五年九月一日から市町村長の判断で安全措置を講じた上で住宅集合地域での熊に対する銃の使用、緊急銃猟が可能となりました。この法改正を受け、同年七月八日には環境省から市街地での具体的な手順を示した「緊急銃猟ガイドライン」が公表されています。

県は、誘因物となるやぶや果樹の伐採への補助で出没抑制を進めるとともに、この法改正を踏まえた対応指針を示すなど、市町村が円滑に対応できるよう、支援を強化していくと聞いております。

これまで、広域的な計画の策定・調整や人材の育成・活動支援が県の主な役割でしたが、法改正により、市町村が行う緊急銃猟に対する技術的・人的な支援も新たに期待されています。

九月十六日には、村山市で「クマ被害防止対策研修会」が開催され、九月施行の緊急銃猟について説明があったと承知しています。しかし、緊急性の高い法改正であるにもかかわらず、その施行から約二週間後の開催となりました。準備に時間を要したのか、あるいは市町村からの要請がなかったのか、経緯をお聞きしたいところです。

今回の緊急銃猟の実施に不可欠な猟友会からは、事故発生時の補償問題が危惧されております。この資料は、（画像を示す）基本的補償の枠組みとなります。市町村から辞令を受け、非常勤公務員となる場合、個人が加入している民間保険の適用対象外となり、国家賠償法の適用範囲が不明確な点が大きな問題です。実際に、二〇二三年に小国町で発生した熊駆除中の事故では、公務中の賠償責任を自治体が負うとする国家賠償法をめぐり裁判が行われています。こうした状況では、ハンターは十分な補償を受けられないリスクを抱え、緊急銃猟への協力をためらう大きな要因だと思います。

先日、鶴岡市の中心部で熊が出没した際、県内で初めて緊急銃猟の判断がなされました。しかし、熊の移動によって警察官に危険が及ぶおそれが生じ、最終的には警察官職務執行法に基づき駆除されたと報じられています。

今回の法改正は、警察官職務執行法を根拠とした対応の遅れや、警察官の専門性不足、そしてハンターの責任問題といった課題を解決するために、市町村長が主体的に緊急銃猟を判断・実施できるようにする特例を設けたはずです。それにもかかわらず、今回の鶴岡での事例では、結果的に緊急銃猟は実施に至りませんでした。

今回の鶴岡のケースを県はどのように捉えていますか。県民の安全安心を守る上でどのような課題があると認識し、今後の対応についてどのようにお考えでしょうか。

あわせて、ガイドラインには、中・長期的な対応体制確保については、人口減少下において捕獲者の確保が難しくなる中で、人の生活圏に出没した熊の対応要員を確実に確保する必要があるが、技術の研さんによる時間を要することから、今から必要な施策を講じていく必要があると記載されており、これについてはまさにそのとおりであると考えま

すが、今後の対応について環境エネルギー部長にお伺いいたします。

○能登委員長 沖本環境エネルギー部長。

○沖本環境エネルギー部長 お答えいたします。

緊急銃猟については、市街地に出没した熊等を市町村長の判断で銃により駆除することができるようになることで、迅速に人身被害を防ぎ、住民生活への影響を解消することのできる有効な制度であると認識しております。

一方で、実施主体となる市町村からは、緊急銃猟の運用に当たって、ノウハウが不足するため研修や訓練が必要なこと、保険への加入や備品調達が必要なこと、猟友会会員からの不安の声が多く、捕獲者の指定が進まないことなどの課題が挙げられております。

県では、市町村がマニュアルを作成する際に参考となるよう、「クマが市街地へ出没した際の対応指針」を改正したほか、緊急銃猟の訓練や保険への加入、備品調達を助成する経費を九月補正予算案に計上するなど、円滑な制度運用に向けた支援を行っております。

また、環境省のガイドライン公表後、全国の市町村向けに説明会が開催され、その後、県としても市町村・警察署向けの研修会を開催いたしました。さらに、個別の市町村が開催する職員・猟友会・地域住民向けの研修会にも、市町村からの要請を受けて講師として参加しており、御指摘の村山市の研修会につきましては、村山市から九月十六日に参加するよう要請があつたものでございます。

鶴岡市の事例については、最終的に警察官職務執行法に基づく駆除が行われましたが、鶴岡市からは、現場に参集可能な職員への権限委譲が必要であること、警職法と緊急銃猟の適用場面が異なるため、警察との一層の連携が重要であること、多くの備品や人員が必要であることなどの課題があつたと伺っております。これらの課題について市町村とも共有し、今後の対応につなげてまいります。

緊急銃猟を担う人材につきましては、市街地での発砲を伴うことから、対応可能なハンターは高度な技術や経験を有する方に限られ、さらに猟友会会員の高齢化もあり、今後一層確保が困難になることが懸念されます。また、市町村によっては単独で人材を確保できない可能性もあることから、広域的な視点での人材育成・確保が必要と認識しております。

このため、猟友会に対する猟銃等の購入経費や狩猟免許取得希望者向けの講習会の開催経費の補助などを通し、担い手確保のための支援を行うとともに、現在、県と市町村で検討を進めている中間支援組織の機能・役割の中で、人材確保についても議論を深めていく必要があると考えております。

県としましては、県民の安全安心と良好な生活環境を確保するため、関係機関と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

○能登委員長 相田委員。

○相田（日）委員 部長、ありがとうございました。

本日は時間の関係でお聞きしませんけれども、緊急銃猟に対応される方の報酬についても検討が必要だと思います。

例えば、同じ非常勤特別職の公務員である消防団員と、例えば処遇面を比較した場合についても明らかに違いがあるんじゃないかなと思います。同じ危険な立場で対応するに当たって、本当にあの処遇でいいのかどうか。

あとは、例えば若い人が猟友会に加入しますけれども、緊急銃猟の対応に、任命されることを受け入れない方も猟友会の中にはいるとお聞きしています。というのは、何かあったときに、土日に呼ばれたりすると、結局自分の時間が拘束されることをよしとしない方もいらっしゃるようです。そうしたときに、若い方に期待してもなかなか対応していただける方が確保できないというのは、今後本当に大きな課題ではないかなと思います。

こうしたことを考えますと、例えば、日頃から職務上対応されている警察官の定年を迎えた方とか自衛隊の方とか、いろいろそういう新たな方、こういう方に就いてもらうというのも、行政としては一つの考え方としてあるんじゃないかなと思いますし、また、緊急銃猟に関しては、先ほど部長からもありましたけれども、猟友会をはじめ関係する現場の声をもっともっと聞いていただき、国への改善点など、あとは支援的な部分について、現場の声を反映していただきますようお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

次に、市町村職員の相互交流・研修派遣の状況についてお聞きします。

組織間の連携強化や職員のスキルアップに不可欠な取組についてお伺いします。

政府がリスキリングに多額の投資をする中、山形県は山形県職員育成基本方針に基づき、令和五年度から人的資本、県職員への投資を推進し、「現場感覚、現場対応力」など目指す職員像を掲げ、毎年五千万円を研修事業費に充てています。

この取組の効果は推察されますが、今回は県勢発展に不可欠な県と市町村の職員相互交流に焦点を当てたいと考えます。これは相互理解を深め、職員の資質向上を通じて、緊密で効率的な地方行政運営と施策推進につながる非常に重要な取組です。

この資料は、(画像を示す) 昭和六十二年度から実施されている山形県と市町村の職員相互交流・研修派遣の状況を示すものです。この交流は、山形県・市町村職員相互交流実施要綱に基づき行われていますが、制定以来、大きな見直しはありません。グラフを御覧いただくと分かるとおり、平成十八年度までは一桁台だった交流人数が、平成十九年度以降は十名から十七名に増加しています。

市町村から県への人事交流は、市町村の現状を県政に反映させ、市町村職員の人脈形成やスキルアップにつながるなど、双方に大きなメリットがあります。しかし、民間のような効果的な交流実現には課題もあります。

特に、市町村側の課題解決につながるよう対応することで、より効果的な人事交流につながると考えます。具体的には、以下の三つの課題解決が不可欠です。

交流目的の明確化として、交流を単なる異動とせず、政策立案能力やデジタル技術の活用といった市町村職員のキャリアプランと連携した明確な育成目的を設定し、県と市町村で共有すること。これにより、職員のモチベーションが高まり、帰任後もその経験を地元で生かせます。

人事制度と評価体制の整備として、交流での成果を適正に評価し、昇進・昇格に反映させる仕組みを導入すること。これにより、職員は県で働くことが自身のキャリアアップにつながると認識し、積極的に交流に参加するようになります。

情報共有と連携の強化として、交流終了後も県と市町村の継続的な連携を可能にするネットワークを構築すること。定期的な情報交換会や共同プロジェクトへの参加を促すことで、交流で得た人脈や知識が途切れることなく活用され、協力関係を強固なものにします。

県と市町村職員の相互交流は、地方分権がもたらした課題に対応する有効な手段です。職員が相互に交流することで、重複業務の解消や連携不足の改善が図られ、広域的な課題、防災・環境問題・観光振興などへの対応も円滑になります。

そこで、今後の県勢発展を見据え、市町村職員の受け入れにおける効用と県の役割について、また、短期的な課題解決だけでなく、長期的な組織文化の変革につながるこの取組についてどのようなお考えをお持ちか、みらい企画創造部長にお伺いいたします。

○能登委員長　會田みらい企画創造部長。

○會田みらい企画創造部長　市町村職員相互交流あるいは研修派遣の状況についてお尋ねがございましたのでお答えします。

本県では、県内市町村との相互理解や連携を深め、職員の資質の向上を図ることを目的に、県職員と市町村の職員の相互交流とともに、市町村職員の研修派遣の受け入れを行っております。

これまでの実施状況ですけれども、昭和六十二年度からの延べ数になりますが、相互交流が三百六十組、市町村からの研修派遣者は四百六名となっております。今年度は重複する市町もございますが、十二の市町と十三組の相互交流、九つの市町から十一名の研修派遣を受け入れているという状況でございます。

相互交流や研修派遣の実施に当たりましては、これから行政運営を担う職員の育成や、県と市町村との連携による施策の効果的な展開を推進するため、県と市町村がそれぞれ重点施策等を踏まえたテーマを設定しております。例えば、具体的な事例ですけれども、今年度は相互交流では、移住定住・人材確保の推進でありますとか、やまがた森林ノミクスの推進というテーマで行っております。また、研修派遣のほうでは、東北公益文科大学の公立化に向けた県との連携というテーマですとか、寒河江・西村山地域における医療提供体制の強化というテーマを設定して行っているというふうでございます。

この相互交流や研修派遣により、市町村職員は、県庁や総合支庁で広域的な施策あるいは専門的な知見が必要とされる施策に直接携わることができます。市町村からは、「県での経験が現場で大きく生かされている」とか、「築いた人脈を生かして交流終了後も県と情報交換するのがたやすくなつた」というようなお声もいただいておりまして、効果を市町村のほうもお感じになっているのかなというふうに捉えております。

また、職員のキャリア形成という観点では、県において、県内の市町村財政に関する業務を担当する、私どもの市町村課の職員はそうですけれども、そういう部署に来た職員の場合だと、出身の市町村にお帰りになった後でも、帰任後に財政担当者として御活躍をいただいて、市町村財政に関しての知見を発揮していただいているという事例も多いと伺っております。

それから、市町村職員に来ていただく県側でございますが、今年度、みらい企画創造部では市町村課と移住定住・地域活力拡大課に八名の市町村の職員に来ていただいております。一緒に働いている県職員は、日々の業務やコミュニケーションの中で、市町村が抱えていらっしゃる様々な課題や現場の実情・実態というものをリアルに感じられる機会を得ていると思いますし、また、机を並べて仕事をすることで築かれた信頼関係、それからネットワークというものは、その後職場を離れて担当業務が変わってくるという場合にあっても、県、市町村双方の行政運営に大きく役

立っているというのが実態ではないかと思います。

少子高齢化を伴う人口減少が続く中、行政が抱える様々な課題を解決していくためには、県、それから市町村との連携というものがますます重要となってまいります。その土台となる良好なコミュニケーションの醸成やネットワークの構築、そして職員の資質の向上が図られるよう、今後も市町村の御意見を丁寧にお聴きしながら、積極的に相互交流や研修派遣を行ってまいりたいと考えております。

○能登委員長 相田委員。

○相田（日）委員 必要性については、市町村も県も同じように認識されております。そうした中で先ほど部長の答弁の中にもありましたけれども、やはり人口減少、労働力不足という部分では、自治体も採用でかなり苦慮されているというのは、どこも一緒かと思います。

その中で、業務量は従来に比べると複雑化し多岐にわたっている状況の中で、どういうふうにしているかといった場合に、自治体間で温度差も出てきているのも実態かと思います。財政的に優位なところ、限られた人数でやらなくちゃいけないところという部分もあるかと思いますけれども、山形県として、三十五市町村をどのような形で県がリードし取りまとめていくかというのも重要なポジションだと思いますので、ぜひとも市町村の課題を県が把握する上でも、人事交流、あとは効率的な人材の活用という部分でも、新たな仕組み構築や、今後どういった形でやればいいか、同じような業務については効率化するというのも今進められていると思いますけれども、さらなる前進につながるよう、引き続き対応をお願いしたいと思います。

部長ありがとうございました。

続きまして、道路・河川の維持管理における機械の活用についてお聞きます。

山形県は、最上川水系流域治水プロジェクトに基づき、令和十一年度までの十年間で、令和二年七月豪雨と同規模の浸水被害を軽減するため、しゅんせつ、支障木伐採などによる河川整備を集中的に実施しています。

現状、財政支援制度、緊急浚渫推進事業債の活用により、河川維持管理予算が倍増し、流下能力向上対策が大きく進展しました。令和六年度までに目標の約七〇%、約百六十キロが完了し、河川の流下能力は向上しています。一方で、河川敷の草刈りや対策区間以外の維持管理作業は追いついていない状況です。

山形県では、県民と行政が一体となり「きれいな川で住みよいふるさと運動」として、年間を通じて河川清掃活動を活発に実施しています。特に、七月と九月の県民河川・海岸愛護デーには一斉清掃が行われ、ふるさとの川愛護活動支援事業として団体への活動負担金交付や資機材の貸与といった支援も行われております。これが県のほうで行っている資機材の状況でございます。(画像を示す)

地元清掃活動に参加する中で、近年の大雪による河川の形状変化が作業効率を大幅に下げていると感じています。以前は平たんだった河川敷が蛇行し、えぐれた箇所が増えたため、自前の草刈り機で作業できる範囲が限定されました。その結果、支障木や雑草の処理が追いつかず、河川の状況悪化を招いております。

こちらは九月に実施した河川清掃の写真でございます。(画像を示す) 実施前、実施後、両サイドは草刈りできましたけれども、中央の部分が草刈り機では作業ができない状況を示しております。

また、農業従事者の減少に伴い、草刈り機の所有者や機械使用経験者が減少し、今後の活動継続が危ぶれます。県による刈り払い機の貸出しはありますが、この河川状況の変化と扱い手不足への対応としては不十分です。

河川だけではなく、道路の維持管理においても同様の課題が見られます。歩道や路肩の雑草、ツタ、樹木の繁茂は道幅を狭め、雨水対策のグレーチングは雑草が生い茂り、機能を低下させるおそれがあります。こちらのほう、きれいに草が生えておりますけれども、グレーチングのところから生えている草でございます。(画像を示す)

さらに、道路脇の木々の成長により、緑のトンネルは降雪時の枝折れによる事故発生など、安全面でも懸念があります。(画像を示す) 都会の方では見受けられませんけれども、こういったきれいに緑のトンネルとなっております。

現状を鑑みると、少子高齢化が進み、作業に従事する人材の確保がますます困難になる中で、作業人数を減らしつつ効率を向上させる仕組みの構築が必要と考えます。

また、建設工事の現場では、最新の建設機械等を活用したICT化の取組が進んでいますが、維持管理作業においては、高機能な作業機械の導入が進んでいないと思われます。こちらの資料は県が所有する機械の一覧です。(画像を示す)

今後は、今以上に河川の維持管理における行政需要が高まる中、清掃活動の協力者が安全に、かつ体力的負担が軽減されるような機械の活用を進めるべきと考えます。また、県職員や委託業者が効率的に作業できる高機能な作業車両の整備も必要と考えます。これらの点について、現状の認識と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○能登委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 道路・河川の維持管理における機械の活用についてお答え申し上げます。

まず、河川の維持管理につきましては、県といたしましては、施設の機能維持を目的とした護岸、樋門等の修繕・更新のほか、流下能力の向上を目的としました河道内の堆積土砂や支障木の撤去、堤防点検を目的とした草刈りなどを実施しております。

県が行う支障木の撤去や草刈りにつきましては、人力での作業には多くの時間を要することから、現場の状況に応じて、通常の肩かけ式に加え、バックホーのアタッチメント式や搭乗式などの各種草刈り機械を活用して効率化を図っております。

これに加えまして、草刈り作業につきましては、地域の皆様を主体とした河川愛護活動などのボランティアとして、県民の皆様より御協力をいただいているところでございます。

一方、委員御指摘のとおり、地域のボランティア活動においては高齢化が進み、参加者の減少や転倒などの事故も懸念されていることから、作業の安全性が確保できる箇所での活動や、作業の負担軽減が可能な機材の導入が求められているところでございます。

県といたしましては、今後、これら愛護活動団体の皆様から現場のニーズなどに関する御意見を伺い、支援の在り方について検討を進めていくとともに、除草の自動化などの技術開発の状況や、国土交通省などの最新の取組状況を注視してまいりたいと考えております。

次に道路の維持管理でございます。

道路の維持管理は、道路を保全し、交通の危険を防止することを目的としております。そのため、県では道路パトロールにより、歩道や路肩における雑草の状況、沿道の樹木の繁茂状況のほか、雨水を排水するための側溝や集水ますの状況などを確認し、除草や枝払い、清掃といった必要な対応を実施しております。

これに加えまして、作業に伴う危険性が比較的低い除草や清掃などの作業については、ふれあいの道路愛護事業への参加団体の皆様の御協力をいただいているところでございます。

こうした道路の維持管理作業の実施に当たりましては、高所作業車や草刈り装置など様々な機械を使用して効率的・効果的に作業を進めております。一方、近年は機械の高額化が進み、更新頻度が減少しているほか、その修理に要する費用の増加が課題となっております。

県としましては、現在所有する機械を適切に修理・更新しながら、安全な道路通行の確保に努めるとともに、道路の維持管理に資する機械等の研究・技術開発の状況や、国土交通省をはじめとする他の道路管理者による新技術の導入状況を注視してまいります。

道路や河川の維持管理は県が責任を持って行うことが基本でございますけれども、地域の皆様の御協力が大きな力となっております。今後も皆様の御意見を伺いながら、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

引き続き、維持管理については、作業の安全確保と効率化に努めながら、安全な道路通行の確保や良好な河川環境の保全に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○能登委員長 相田委員。

○相田（日）委員 部長、ありがとうございました。

私も山形県に来て三十数年たちますけれども、年々道路の状況は舗装され、きれいになっていますけれども、その反面、草関係が生い茂るのを毎年見てきますと、なぜ作業が追いつかないのかなと不思議に思うところも、私だけじゃないんじゃないかなと思います。

ぜひ部長、貴重な経験ですので、職員の方と一緒に草刈り機を持って作業されてはいかがかなと思います。その際には、効率化のところがありますので、乗用草刈り機とかいろいろなものを業者の方から準備いただき、ぜひ私も一緒に参加しますので、河川清掃の経験の一つとして、現場の職員の方と参加していただけるとよろしいんじゃないかなと思います。後で打合せをしたいと思いますので、前向きに御協力をお願いいたします。

最後に、農業系高校の産業教育設備の整備状況についてお聞きします。

「やまがたの未来を創る 県立高校の将来の在り方について」の報告書は、生徒がわくわくする学校選びの鍵として、最新の施設や設備の充実が不可欠とされています。

特に、本県の基幹産業である農業を担う農業系高校の魅力向上には、設備の充実が一層重要です。私は県内農業高校を視察し、教育設備を拝見しました。

教育局は、産業教育設備の整備方針として、「設置基準はないものの、各学校のカリキュラムや農場規模、栽培作物等に応じて必要な設備を整備している」と説明をいただきました。こちらが直近の機器の整備状況の一覧でございます。(画像を示す)

また、主要な農業機械については、デジタル技術を活用できるよう最新の設備に更新しているとのことです。この見解は、農業のスマート化、農業DXに対応する上で重要であり、評価できるものです。

しかし、近年の農業経営の急速な変化を考えると、単に最新の農業機械を導入するだけでは十分とは言えません。

私は、以下の三つの観点から検討が必要だと考えます。

一点目は、農業DX人材の育成です。

農業DXは最新機械の導入だけでなく、それらを活用するためのデジタル技術やデータサイエンスの知識を必要とします。生徒が将来、データに基づいた効率的な農業経営を実践するためには、トラクターやコンバインだけでなく、AIによる画像診断システムやドローンによる生育状況のモニタリング、さらには気象データや土壌データを分析するためのICT関連設備の整備も不可欠です。

二点目は、多角的な経営感覚の醸成についてです。

今日の農業経営は、生産から加工、流通、販売までを一貫して行う六次産業化や、アグリツーリズムなど多角的な事業展開が求められています。生徒がマーケティングや経営管理といった幅広いスキルを習得できるよう、農産物加工・貯蔵施設、直売所機能を持つ実習場所、そして収穫体験や食育イベントを実施できる機会の確保も重要です。

三点目は、環境に配慮した農業の実践です。

地球温暖化への対応が急務となる中、持続可能な農業への関心が高まっています。生徒が将来、環境負荷を低減する農業を実践できるよう、有機栽培や循環型農業を学ぶための堆肥化施設、省エネルギー型の温室、環境モニタリング用のセンサー類の整備も重要です。これにより、単なる技術習得にとどまらない総合的な能力を育むことができます。

これらの課題を考慮した設備投資は、生徒が将来の農業経営者として、社会のニーズに応え、持続可能な農業を実践していくための総合的な能力を育むことにつながります。

農業系高校の魅力を一層高め、将来の地域農業を担う人材を育成するため、これらの課題を考慮し、産業教育設備の整備を進め、農業系高校の魅力を中学生や保護者へどのように伝えていくのか、教育長にお伺いいたします。

○能登委員長 須貝教育長。答弁者に申し上げます。答弁は簡潔にお願いします。

○須貝教育長 お答えいたします。

農業系高校においては、農業に関する基礎的・基本的な学習の上に、最先端の生産技術に触れる学習や、六次産業化や農業を通じた環境保全など、時代の変化に対応した学習を行っております。

農業分野においてもDX化が進む中、農業系高校四校では、文部科学省のDXハイスクール事業の採択を受け、最新の機器を整備し、先進的な農業教育を行っております。例えば、置賜農業高校では、ドローン等が撮影した画像データをAIが分析し、植物の生育シミュレーションを栽培に活用するといったデータサイエンスの学習に取り組んでおります。

また、多角的な経営感覚を醸成するため、アグリツーリズムなど他産業との融合や連携を図り、各産業の付加価値を向上させる学習に取り組んだり、山形大学と連携して、病院や企業等から排出される食品廃棄物から、新たな技術を用いて良質な堆肥を安定的に製造する技術の開発に取り組むなど、環境に配慮した農業教育を展開している学校もあります。

しかし、委員御指摘のとおり、テクノロジーの発展は日進月歩であり、激変する社会の中で産業の変化を敏感に捉えながら、それに対応できる設備の更新や農業人材の育成が求められます。

そのため、今後も新たな設備の整備が必要となります、その際、県で整備するものに加えて、民間企業等が整備した最新設備の利用にも一層取り組んでまいります。

また、例えば、道の駅との連携による農業高校の店頭ブースの運営や、マーケティング等の学習で商業科との学科横断的な連携を図るなど、多角的な経営感覚の醸成について一層の充実に努めるとともに、SDGsの目標を取り入れた農業学習の実践に取り組んだり、大学等高等教育機関との連携を強化するなどして、環境に配慮した農業学習を推進してまいります。

県教育委員会といたしましては、各農業系高校においてこのような先進的な農業学習が行われていることをホームページやSNS等で発信するとともに、高校生による小中学校での出前授業ですとか、オープンスクール等の機会を充実させて、農業が夢と希望の持てる産業であるということを伝えてまいります。

○能登委員長 相田日出夫委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 四分 閉 会